

自動車整備技能実習ガイドライン

外国人技能実習制度自動車整備事業協議会

はじめに

日本における自動車の定期点検や車検等による整備作業は、路上故障の未然防止など自動車の安全確保等に重要な役割を果たしています。

一方で、アジア地域をはじめとする諸外国では自動車の保有台数が大幅に伸びている中、車検等の制度整備や、故障の未然防止に繋がる点検整備に関する技能、技術の習得ニーズが高まっています。

このニーズに対応するため、平成 28 年 4 月に外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJT を通じて技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図ることを目的とする外国人技能実習制度の職種に自動車整備が追加されるとともに、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会において外国人自動車整備技能実習評価試験を創設されました。

更に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可制度を設けこれらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下、「技能実習法」という。)が平成 29 年 11 月 1 日に施行されたところです。

技能実習法第 54 条では、事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会を組織することができるとされていることから、自動車整備職種に係る外国人技能実習制度の適正な運用を確保するため、平成 30 年 2 月に外国人技能実習制度自動車整備事業協議会（以下「協議会」という。）を設置し、外国人技能実習生の受入の実態調査を行うとともに、実習実施者（自動車整備工場）における技能実習及び監理団体による監理のあり方について協議の上、検討した内容を踏まえ自動車整備技能実習ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定したところです。

本ガイドラインでは、実習現場での知識・技能の修得レベルの標準化を図ることが技能実習中の事故や技能実習生に対する不適切な取扱いを防止するため、技能実習生が修得すべき整備作業の内容や技能実習生の保護のために監理団体及び実習実施者（整備工場）が配慮すべき事項を示しています。

自動車整備職種における外国人技能実習制度が適正に運用されることで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護はもとより、技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を適切に図るために、本ガイドラインを活用していただければ幸いです。

(目次)

1. ガイドラインについて【監理団体】《実習実施者》	1
(1) 目的	1
(2) 対象	1
2. 技能実習生に修得等させる自動車整備作業《実習実施者》	2
(1) 必須業務.....	2
①自動車整備作業.....	2
1.) 第一号技能実習生（入国から1年目）	2
2.) 第二号技能実習生（入国から2年～3年目）	3
3.) 第三号技能実習生（入国から4年～5年目）	6
②安全衛生業務	6
1.) 雇入れ時等の安全衛生教育	6
2.) 作業開始前の安全確認作業	7
I . 正しい作業服装	7
II.設備の正しい作業方法の確認等.....	7
3.) 整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守	8
4.) 作業者間の安全確認作業	8
5.) 保護具及び安全標識・装置の確認作業	9
6.) 自動車整備作業における事故・疾病予防	9
7.) 自動車整備関連機器及び油脂類等の安全作業	10
8.) 労働衛生上の有害性を防止するための作業.....	10
9.) 異常時の応急措置を修得するための作業	11
(2) 関連業務・周辺業務.....	11
①関連業務・周辺業務	11
②関連業務・周辺業務における安全衛生業務.....	11
(3) 危険又は有害な業務における安全衛生	11
3. 技能実習前の準備【監理団体】《実習実施者》	13
(1) 受入体制・場所の確認《実習実施者》	13
①技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の選任	13
1.) 技能実習責任者	13
2.) 技能実習指導員	14
I .技能実習法で定める基準.....	14
II.国土交通大臣が告示で定める基準.....	14

3.) 生活指導員	15
②実習実施場所の確認 《実習実施者》	16
(2) 技能実習計画の作成【監理団体】《実習実施者》	16
①技能実習法で定める基準	16
②国土交通大臣が告示で定める基準	16
(3) 入国前又は入国後講習【監理団体】	24
①技能実習法で定める基準	24
②国土交通大臣が告示で定める基準	24
1.) 自動車整備で使用する機械・工具等の基礎知識	25
2.) 自動車整備の基礎知識の理解	26
3.) 安全衛生の理解	27
(4) 受入れ人数の制限【監理団体】《実習実施者》	27
(5) 生産物賠償責任保障《実習実施者》	28
(6) 技能実習生専用の工具を購入した場合の費用負担《実習実施者》	28
(7) 技能実習生を雇用するにあたっての事業主（実習実施者：自動車整備工場）の責務《実習実施者》	28
4. 実習実施者が技能実習に際して、配慮すべき事項《実習実施者》	47
(1) 実務に関する配慮すべき事項	47
①受入れ前の職務経歴の把握	47
②自動車整備の必要性・正確性の理解	47
③報告・連絡・相談のルール化	47
④日本語の理解	48
⑤自動車の運転	48
⑥指導を重ねても改善が見られない技能実習生への対応	49
(2) 生活等に関する配慮すべき事項	49
①文化の理解（習慣、風習、宗教等）	49
②コミュニケーションの工夫	49
③健康管理	50
5. 技能実習生の保護に関する事項【監理団体】《実習実施者》	51
(1) 禁止事項	51
(2) 相談体制の構築	52
(3) 転籍の支援	52
6. 監査・訪問指導【監理団体】《実習実施者》	55
(1) 実習実施者への監査・訪問指導【監理団体】《実習実施者》	55
①定期監査	55

②臨時監査	55
③訪問指導	55
(2) 外部役員等による監理団体への外部監査【監理団体】	56
7. 技能実習評価試験【監理団体】	57
(1) 自動車整備職種における技能実習評価試験	58
(2) 外国人自動車整備技能実習評価試験の概要	58
(3) 外国人自動車整備技能実習評価試験の流れ	59
①受検手続支援サイトへの登録	59
②受験案内のお知らせ	59
③受験申請書・受験票の提出	59
④受験票の送付	59
⑤試験の実施	60
⑥試験結果の通知	60
⑦合格証書の交付	60
⑧不合格者の再試験	60
⑨受験料	61
(参考資料1) Q&A集	66
(参考資料2) 技能実習制度における自動車整備職種	69
(1) 自動車整備職種の追加	69
(2) 国土交通大臣が告示で定める基準	69
(参考資料3) 日本における自動車の点検整備・検査制度について	72
(参考資料4) 特別教育を必要とする業務・就業制限に係る業務	78
(1) 特別教育を必要とする業務	78
①参照条文	78
②労働安全衛生規則第36条に定める特別教育一覧表	78
(2) 就業制限に係る業務	87
①参照条文	87
②労働安全衛生法施行令第20条並びに労働安全衛生規則第41条及び別表3に定める就業制限業務一覧表	87

(改訂履歴)

平成30年8月	新規作成・公表
令和元年9月	<p>以下、項目を改正</p> <ul style="list-style-type: none">●3. 技能実習前の準備【監理団体】《実習実施者》●4. 実習実施者が技能実習に際して、配慮すべき事項《実習実施者》●5. 技能実習生の保護に関する事項【監理団体】《実習実施者》●7. 技能実習評価試験【監理団体】●(参考資料1)Q & A集

1. ガイドラインについて【監理団体】《実習実施者》

(1) 目的

外国人技能実習制度が適正に運用されることで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護はもとより、技能、技術及び知識の開発途上地域等への移転が適切に図れます。

特に、実習現場での知識・技術の習得レベルを定義することで、現場レベルでの差異を極力解消することが必要と考えます。

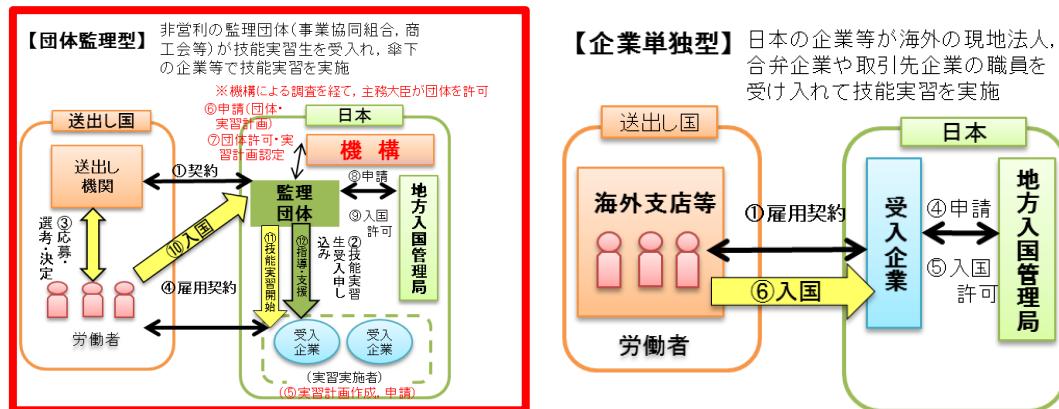
このため、技能実習生を受け入れる監理団体、技能実習計画に基づいて技能実習を行う実習実施者（自動車整備工場）及びOJTにより技能実習指導を受ける技能実習生の保護を対象とした手引きを作成し『推奨』することで、自動車整備職種における技能実習の適切な運営を図ることを目的としています。

(2) 対象

受け入れ機関は、日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れる「企業単独型」と非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する「団体監理型」の2種類に区分されます。

「企業単独型」については、自動車整備事業では、受入れが見受けられないこともあります。ここでは「団体監理型」を対象としています。

なお、今後、受入れが見受けられる場合には「企業単独型」も対象として協議することとします。



(出典：法務省・厚生労働省 「新たな外国人技能実習制度について」)

2. 技能実習生に修得等させる自動車整備作業《実習実施者》

技能実習を行わせようとする者を実習実施者といいます。実習実施者は技能実習生に対して、移行対象職種・作業で必ず行う業務（必須業務）と必須業務に関連して行われる業務等（関連業務・周辺業務）を修得させることとなります。

（1）必須業務

①自動車整備作業

第一号から第三号技能実習生に修得等させる整備作業内容の目標として、どの時期までに修得することが望ましいかを一覧表として整理しています。

（目標）

- I. 内容を理解する
- II. 作業を経験する
- III. 自分の判断で実施できる

	i) 自動車点検整備作業			ii) 自動車分解整備作業			iii) 故障診断作業		
	I.	II.	III.	I.	II.	III.	I.	II.	III.
第一号技能実習生	○	○	△	△					
第二号技能実習生	○	○	○	○	○	△			
第三号技能実習生	○	○	○	○	○	○	○	○	△

（△は一部が該当）

1.) 第一号技能実習生（入国から1年目）

i) 自動車点検整備作業が対象となります。

具体的には、法定点検に定める点検を自らが判断できること及びそれに基づく整備の補助が目標であり、軽作業であるタイヤ交換やオイル交換などについても一通り経験することが望ましいです。

ここでは、ii) 自動車分解整備作業のレベルは求めていませんが、日常点検の実施に際して、特に注意して点検する箇所及び整備が伴う場合に使用する工具、交換部品等についても合わせて指導することにより、次のステップへ繋がりますので、これらの点についても配慮すべきです。

なお、日常点検の点検内容は、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号、以下「自動車点検基準」という。）第1条において、車種ごとに定められていますので、実習実施者は該当する車種の点検項目を確認してください。ここでは、「自家用乗用自動車等」を例として掲載しています。

[自家用乗用自動車等の日常点検基準の例]

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 异状な摩耗がないこと。 (※1) 4 溝の深さが十分であること。 (※2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。 (※1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウィンド・ウォッシャ及びワイパー	(※1) 1 ウィンド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

○1 (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行う事で足りる。

○2 (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

(出典：「自動車点検基準 第1条 別表第2」より作成)

2.) 第二号技能実習生（入国から2年～3年目）

i) 自動車点検整備作業に加え ii) 自動車分解整備作業が対象となります。

第一号技能実習での技能、技術及び知識の修得等の状況を確認しながら、次のステップである ii) 自動車分解整備作業に進みます。

ここでは、かじ取り装置、制動装置、走行装置などについて、法定点検に定める定期点検を技能実習生自ら実施し、整備できることが目標となります。

実際に自動車の重要部品を点検・分解・整備作業を実施することとなりますので、段取りを含め、各装置の点検手法、構造、使用する工具やその取扱いを指導することが重要となります。

また、定期点検で実施される点検を、実習実施者の指導のもと、一通り経験していることが

望ましく、例えば、第二号技能実習の1年目は1年ごとの点検の項目を経験し、2年目には2年ごとの点検の項目を経験するなどの方法が考えられます。

更に、車検についても、1年目で一通りの作業を経験し、2年目には技能実習生自らの判断により作業できるようになることが、より望ましいです。

なお、定期点検の点検内容も、日常点検と同様に、自動車点検基準第1条において、車種ごとに定められていますので、実習実施者は該当する車種の点検項目を確認してください。ここでは、「自家用乗用自動車等」を例として掲載しています。

[自家用乗用自動車等の定期点検基準の例]

点検箇所	1年ごと	2年ごと
かじ取り装置		
ハンドル		操作具合
ギヤ・ボックス		(※1) 取付けの緩み
ロッド及びアーム類		(※1) 1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
かじ取り車輪		(※1) ホイール・アライメント
パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 (※1) 2 取付けの緩み
制動装置		
ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパー	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	(※1) 1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
ブレーキ・ディスク及びパッド	(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
走行装置		
ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 (※1) 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(※1) 1 フロント・ホイール・ベアリングのがた (※1) 2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

点検箇所	1年ごと	2年ごと
緩衝装置		
取付部及び連結部		緩み、がた及び損傷
ショック・アブソーバ		油漏れ及び損傷
動力伝達装置		
クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	
トランスミッショ n及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量	
プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※1) 連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
デファレンシャル		(※1) 油漏れ及び油量
電気装置		
点火装置	(※1) (※2) 1 点火プログラミングの状態 2 点火時期 3 ディストリビュータのキャップの状態	
バッテリ	ターミナル部の接続状態	
電気配線		接続部の緩み及び損傷
原動機		
本体	1 排気の状態 (※1) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態	
潤滑装置	油漏れ	
燃料装置		燃料漏れ
冷却装置	1 ファン・ベルトの緩み及び損傷 2 水漏れ	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		
プローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
燃料蒸発ガス排出抑制装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスターの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
一酸化炭素等発散防止装置		1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能

点検箇所	1年ごと	2年ごと
		4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
エグゾースト・パイプ 及びマフラー	(※1) 取付けの緩み及び 損傷	マフラーの機能
車枠及び車体		緩み及び損傷

○1 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 61 条第 2 項の規定により自動車検査証の有効期間を 3 年とされた自動車にあっては、2 年目の点検は 1 年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3 年目の点検は 2 年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

○2 (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が 1 年当たり 5 千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

○3 (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

(出典：「自動車点検基準第 2 条 別表第 6」より作成)

3.) 第三号技能実習生（入国から 4 年～ 5 年目）

最終ステップである iii) 故障診断作業も加わり全ての作業が対象となります。

第一号技能実習では i) 自動車点検整備作業を、第二号技能実習では ii) 自動車分解整備作業を指導してきましたが、最終ステップに入る前に今一度、技能、技術及び知識の修得等の状況を確認することが望まれます。

具体的には、i) ii) の点検内容を理解しているか、点検作業を一通り経験しているか、技能実習生自らの判断により実施できているかを確認する必要があると考えます。

ここでは、i) ii) に加え、自動車の故障診断を教育しますので、基本的な技能、技術及び知識を修得等していないと、自動車の故障診断を的確に行えないものと考えます。

また、各装置の故障診断は液漏れ、異音、異臭など「目視」によるもの、排ガステスタ等を使用する「テスタによる診断」がありますので、特に注意すべき事項等を含め、どの場合にどのような診断を実施するのかを理解させることが目標となります。

②安全衛生業務

適正かつ、安全に技能実習を行うためには、技能実習生に対して、安全衛生に関する教育を行う必要があります。

1.) 雇入れ時等の安全衛生教育

技能実習生は、入国前又は入国後講習において、国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得等させるための講習を受講しています。

一方、実際に業務を行う実習実施場所の形態は様々であるため、実態にあった安全衛生教育（作業工具、設備及び危険箇所等）を行うことが、適正かつ、安全な技能実習に繋がることから、改めて雇入れ時等に安全衛生の教育を実施する必要があります。

[国土交通大臣が指定する教材]

- ・基礎自動車整備作業
- ・外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本

2.) 作業開始前の安全確認作業

安全作業の第一歩として、日頃から安全意識を心掛けることが重要となります。このためにも、作業開始前と安全確認作業として I. 正しい作業服装、 II. 設備の正しい作業方法の確認等について指導する必要があります。

I. 正しい作業服装

災害の防止、整備作業の能率向上のためにも、次の点に配慮する必要があります。

- ・身体にあつたものであること。
- ・破れやほころびは、すぐに繕っておくこと。
- ・常に清潔に保ち、特にオイルなどの付着がないこと。
- ・各ボタンは確実に掛けておくこと。
- ・やむを得ず腕をまくる場合は、肌の露出を最小限にすること。

また、作業帽は必ず清潔なものを着用するとともに、履物は、災害防止のために安全靴を使用する必要があります。

更に、作業服、安全靴、帽子をきちんと身につけることで身も心も引き締め、作業者の安全と衛生を守ることに繋がります。

II. 設備の正しい作業方法の確認等

作業開始前に、設備の正しい作動を確認することは、災害防止の観点からも、大変重要な作業となります。

また、作業開始前に設備の確認作業を行うことにより、より早く設備の操作を覚えることにも繋がります。

作業別の日常点検・作業前確認については、「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」に整理されています。主な内容は次のとおりです。

作業名	日常点検・作業前確認
リフト作業 (2柱、4柱、プレートタイプ)	<ul style="list-style-type: none">・異音がなくスムーズに昇降すること。・シリング部からのオイル漏れ、にじみがないこと。・安全ロックがスムーズかつ確実に作動すること。・操作スイッチは節度感があり確実に作動すること。・受け台に曲がり、亀裂、損傷がないこと。
ガレージ・ジャッキ、パンタグラフ・ジャッキ作業	<ul style="list-style-type: none">・油圧バルブがスムーズに作動し、オイル漏れがないこと。(油圧式)・エア・バルブがスムーズに作動し、エア漏れがないこと。

作業名	日常点検・作業前確認
	<p>と。(エア式)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け金に曲がり、亀裂、破損がないこと。 一定時間、高さを保持できること。 車輪が円滑に動くこと。
ミッショント・ジャッキ作業	<ul style="list-style-type: none"> 受け台の損傷がないこと。 シリンダからのオイル漏れ、にじみがないこと。 受け台がスムーズに昇降すること。 昇降ペダル及びタイヤがスムーズに可動すること。
ホイスト、チェーン・ブロック作業	<ul style="list-style-type: none"> チェーンの切れや開きがないこと。 ギヤ部分がスムーズに可動すること。 フックの曲がりがないこと。
ホイール・バランサ作業	<ul style="list-style-type: none"> 回転の異常、作動時の異音を確認すること。
タイヤ・チェンジ作業	<ul style="list-style-type: none"> ターン・テーブルの回転がスムーズで異音がないこと。 アーム、クランプがスムーズに可動すること。 エア漏れがないこと。(エア式)

(出典:「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」)

3.) 整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守

職場で発生した色々な災害の事例をみると、整理・整頓・清掃・清潔が徹底されていなかつたことが原因であった例が非常に多く、整理・整頓・清掃・清潔の徹底している職場は、災害発生が少ないです。

また、整理・整頓・清掃・清潔を行うことで、職場環境が清々しく、仕事の能率を向上させる効果も見込まれることから、重要な要素になります。整理・整頓・清掃・清潔を実行するためには

- ・作業手順をよく考えて工具などを整理しておくこと。
- ・工具などを使用した場合は、必ず元に戻すこと。
- ・不必要的工具などは片付けること。

以上の3つが基本といわれており、常にこれらを習慣として身に付け、日常の作業の過程で、整理・整頓・清掃・清潔を行うことが重要となりますので、散らかさないように作業しながら片付けていくという作業方法を習得させる必要があります。

4.) 作業者間の安全確認作業

技能実習生との共同作業などにおいて、お互いがその業務における動作ルールに沿って行わなかった場合、重大事故や大事故に繋がることも考えられますので、作業手順・役割・合図の方法などを予め技能実習生に指導する必要があります。

事故防止のための作業別の注意点については、「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」にイラスト入りで詳しく解説されています。主な作業内容は次のとおりです。

- (ア) リフト作業
- (イ) ガレージ・ジャッキ、パンタグラフ・ジャッキ作業
- (ウ) ミッション・ジャッキ作業
- (エ) ホイスト、チェーン・ブロック作業
- (オ) ホイール・バランサ作業
- (カ) タイヤ・チェンジ作業
- (キ) タイヤ交換作業
- (ク) グラインダ、ボール盤作業
- (ケ) 洗車、洗浄作業
- (コ) 検査ライン作業
- (サ) ピット作業
- (シ) 大物コンポーネント交換、脱着作業
- (ス) キャブチルトの操作
- (セ) 電気関連装置作業
- (ソ) バッテリの取扱い
- (タ) 溶接、溶断作業
- (チ) その他整備作業
- (ツ) 板金塗装作業

(出典：「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」)

5.) 保護具及び安全標識・装置の確認作業

自動車整備作業では、適切な保護をしなければ肺などの人体に悪影響を及ぼすおそれがあるため、専用のマスクやヘルメットなどの保護具の装着を習慣づける必要があります。

保護めがねや防じんマスク等の保護具の重要性や適切な装着により、大部分の事故防止に繋がることを技能実習生が理解できるよう指導する必要があります。

また、事故防止の観点から、危険な作業スペースについては、技能実習生に指導するとともに、立ち入らないための安全標識の掲示をする等の配慮が必要となります。

6.) 自動車整備作業における事故・疾病予防

自動車整備作業における事故・疾病は、次の原因が考えられますので、実習実施場所ごとに、しっかりととした予防対策をたてる必要があります。

区分	原因	概要
事故	物的原因	機械設備や工具などの物体だけではなく、可燃物、爆発物、ガス、蒸気、電気など、人間に危害を与えるものがあり、広い意味で、作業環境などもこれに含まれます。
	人的原因	作業者の過労、誤った動作、作業の不慣れ、危険な行為、不注意、心理的不安定などが、災害の原因となります。
	複合的な原因	災害が最も起こりやすい条件は、物的原因と人的原因が重なり合う場合です。

区分	原因	概要
疾病	粉じん	微細な粉じんを長い間吸い続けると、肺に慢性的な障害が起こります。これをじん肺といい、さらに悪化した場合には肺がんになるおそれがあり、職業病の一つとして、法律でもその対策が出されています。
	有機溶剤	有機溶剤の蒸気を吸収したり、手や指などから体内に入り込んだりして起こる中毒症状はその溶剤の種類によって異なりますが、一般的な慢性症状としては、頭痛、不眠、めまい、神経痛などの症状を呈し、多量吸入時の急性症状としては、頭痛、めまいを起こし、意識を喪失したりします。

(出典：「基礎自動車整備作業」(平成30年3月発行版))

7.) 自動車整備関連機器及び油脂類等の安全作業

自動車整備作業では、エンジン点検作業や給油作業において、エンジン・オイルや各種グリース等の油脂類を取り扱うことがあり、それぞれ関連機器を扱うことになります。

「基礎自動車整備作業」で油脂類等を扱う際の機器に関する取扱方法について記載されていますので、実習実施者が作業に伴い使用する機器等について、安全確認作業を行う必要があります。

また、排水中の油脂類は工場排水の公害問題となります。特に、エンジンや下回りなどの洗浄作業では、排水中に油脂類が混入して流出するので、必ず、排水浄化装置により油脂類を除去するよう指導する必要があります。

8.) 労働衛生上の有害性を防止するための作業

6.) 自動車整備作業における事故・疾病予防でも示していますが、自動車整備作業においては、特に粉じんや有機溶剤に対する対策が重要となりますので、次の点に注意し、有害性を防止する作業を実施してください。

粉じん	整備工場でクラッチ・ディスクやブレーキ・ライニングなどの整備作業を行う場合には、摩耗した粉じんを吸い込まないような方法で作業する必要があります。粉じんを飛散させず、集めることのできる機器も広く使われていますが、機器を使用しない作業方法としては、水による洗車、水に濡らしたウエスで拭き取るなどにより、粉じんを飛散させないような作業をとるべきです。
有機溶剤	有機溶剤の中で、自動車整備に関係が深いのは、塗装作業に使用するシンナですが、これについては蒸発を防ぐよう保管を確実にし、作業場の換気をよくして、安全衛生に気を配る必要があります。 また、密閉された室内で塗装作業を従事する場合は、必ず、保護衣及び有機ガス・マスクを着用しなければなりません。

(出典：「基礎自動車整備作業」(平成30年3月発行版))

9.) 異常時の応急措置を修得するための作業

技能実習にあたり、技能実習生の保護の観点から、作業中に作業機器等による事故があつた場合や地震等の天変地異が発生した場合に、迅速に対応・避難ができるよう、日頃から応急処置訓練や避難訓練を実施・指導する必要があります。

(2) 関連業務・周辺業務

①関連業務・周辺業務

関連業務とは、必須業務に関連して行う業務であって、修得等させようとする技能、技術及び知識の向上に直接又は間接に寄与する場合には、業務として実施させることができます。

また、周辺業務とは、必須業務に関連して通常携わる業務を指します。

次に示す関連業務・周辺業務内容を確認し、技能実習として実施させるか検討する必要があります。また、本来行うべき技能実習が行われず、例えば洗車作業のみをさせることは絶対にしてはいけません。

① 関連業務	<ul style="list-style-type: none">・部品番号検索・部内発注作業・車枠車体の整備調整作業・ナビ・ETC等の電装品の取付作業・自動車板金塗装作業
② 周辺業務	<ul style="list-style-type: none">・洗車作業・下廻り塗装作業・車内清掃作業・構内清掃作業・部品等運搬作業・設備機器等清掃作業

(出典：厚生労働省HP 「自動車整備職種（自動車整備作業）審査基準」)

②関連業務・周辺業務における安全衛生業務

関連業務・周辺業務を行う場合においても、適正かつ安全に技能実習を行うため、技能実習生に対して、安全衛生に関する教育を行う必要があります。

教育する内容は、2.(1) ②必須業務における安全衛生業務と同内容となります。

(3) 危険又は有害な業務における安全衛生

整備事業者は、従業員を「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務（特別教育を必要とする業務）」に従事させるときは、その業務に関する安全及び衛生のための特別な教育を行わなければなりません。

また、政令で定める「危険業務（就業制限に係る業務）」を実施する場合においても、都道

府県労働局長の免許を受けた者又は技能講習を修了した者などの資格を有する者でなければ、その業務に従事できないとされています。

この取扱いは、技能実習生が（1）必須業務、（2）関連業務・周辺業務を行う場合も例外ではなく、危険又は有害な業務を行わせる場合は、特別教育や技能講習の受講が必要になります。

自動車整備作業に関する特別教育を必要とする業務、就業制限に係る業務については、主な内容は次のとおりであり、「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」にも記載されています。

参考資料4として、特別教育を必要とする業務、就業制限に係る業務の参考条文及び一覧表を掲載しておりますので、参考としてください。

なお、行わせようとする作業内容が特別教育を必要とする業務、就業制限に係る業務に該当するか判断できない場合には、必ず、厚生労働省都道府県労働局へ確認してください。

〔自動車整備作業に関連する特別教育や技能講習の受講等の例〕

主な特別教育を必要とする業務 及び就業制限に係る業務	主な作業内容例	免許・資格・特別教育
アーク溶接	溶接、溶断作業	免許・資格が必要
ガス溶接		
フォークリフト	フォークリフトによる運搬作業	
ホイストクレーン	ホイストクレーンによる積卸作業	
玉掛け作業	つり上げ能力 1t 以上のクレーンによる積卸作業	
危険物取扱	一定数量以上の危険物の貯蔵、取扱作業 ^{※1}	
有機溶剤作業	特定化学物質の貯蔵、取扱作業 ^{※2}	
タイヤ空気充填作業	タイヤ空気充填作業 ^{※3}	特別教育が必要
自由研削砥石交換	卓上グラインダの砥石交換作業及び試運転	
低压電気取扱業務	高電圧部の充電路の開閉器操作作業	

※ 1 は、甲種又は乙種（ガソリン、軽油は第4類）の危険物取扱者の立ち会いがあれば作業が可能です。

※ 2 は、有機溶剤作業主任者の指揮の下であれば作業が可能です。

※ 3 は、組立を伴わない空気の補充作業は該当しません。

3. 技能実習前の準備【監理団体】《実習実施者》

監理団体及び実習実施者は、技能実習法において、技能実習生を受け入れる前に、技能実習責任者の選任や外国人技能実習機構から技能実習計画の認定を受けるなどの準備を行うこととされています。

また、技能実習法で定められていないものの、円滑に技能実習を行う観点から、事前に確認・調整を行った方がよい項目があります。

ここでは、事前に準備すべき主な項目について記載します。

なお、技能実習法を所管しています法務省・厚生労働省において、技能実習制度の運営に必要な法律・規則（法務省・厚生労働省令）等の解釈を示すとともに、用語の解説や制度運用上の留意事項を明らかにすることで、関係者（法務省・厚生労働省、外国人技能実習機構、監理団体、実習実施者、技能実習生等）が共通の認識を持ち、制度の円滑な運用が図られることを目的として「技能実習制度 運用要領～関係者の皆様へ～」を作成し、法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構HPにて公表しています。こちらにつきましても事前に確認してください。

「技能実習制度 運用要領～関係者の皆様へ～」

http://www.ottit.go.jp/jissyu_unyou/

（1）受入体制・場所の確認《実習実施者》

①技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の選任

技能実習を行うにあたり、技能実習に関する実習実施者を監督する技能実習責任者、技能実習生の技能実習を指導する技能実習指導員、技能実習生の生活を指導する生活指導員を選任する必要があります。

なお、技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各自に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能です。

1.) 技能実習責任者

技能実習生の技能実習を指導する技能実習指導員、技能実習生の生活を指導する生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督し、技能実習の進捗状況を管理するほか、技能実習計画の作成や技能実習生の受け入れの準備等の事項を統括管理する技能実習責任者を選任する必要があります。

統括業務を行う観点から、技能実習責任者の選任にあたり、次の要件が必要になります。

[技能実習責任者の選任要件]

- 実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員である者。
- 自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にある者。

- 過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した者。（平成32年3月31日まで経過措置あり。）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など欠格事由に該当する者でないこと。
- 過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をした者でないこと
- 未成年者でないこと。

2.) 技能実習指導員

I . 技能実習法で定める基準

技能実習生に技能実習を指導する技能実習指導員を1名以上選任する必要があります。

技能実習指導員は、技能実習生に我が国で培われた技能、技術等を修得等させ、当該技能、技術及び知識の開発途上地域等への移転を図る目的から、技能実習を適正に行うことが求められます。

技能実習指導員の選任にあたり、次の要件が必要になります。

[技能実習指導員の選任要件]

- 実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者。
- 修得等をさせようとする技能、技術及び知識について5年以上の経験を有する者。
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など欠格事由に該当する者でないこと。
- 過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をした者でないこと
- 未成年者でないこと。

II . 国土交通大臣が告示で定める基準

自動車整備職種においては、国土交通大臣が定める告示にて、上記I. の要件とは別に、技能実習を行うための体制の基準を定めています。参考資料2として、「国土交通大臣が告示で定める基準」を掲載しておりますので、参考としてください。

[技能実習指導員の選任要件]

- ア.) 第1、2号技能実習の技能実習指導員は、技能実習法に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。
- 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者。
 - 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務

の経験を有する者。

イ.) 第三号技能実習の技能実習指導員は、技能実習法に規定する要件に該当するほか、

次のいずれかに該当する者であること。

- 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者。
- 二級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者。

3.) 生活指導員

技能実習生の生活を指導する生活指導員を1名以上選任する必要があります。

生活指導員は、技能実習生の我が国における生活上の留意点について指導するだけでなく、技能実習生の生活状況を把握するほか、技能実習生の相談にのるなどして、問題の発生を未然に防止することが求められます。

生活指導員の選任にあたり、次の要件が必要になります。

[生活指導員の選任要件]

- 実習実施者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者。
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など欠格事由に該当する者でないこと。
- 過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をした者でないこと。
- 未成年者でないこと。

なお、技能実習生が早期に日本の習慣・生活を身につけることは、円滑な技能実習にも繋がるため、監理団体の協力の下、技能実習を通じ日本での生活一般に関する知識の学習ができる環境づくりのためのサポートを行うことが望ましいです。

参考：日本の生活一般に関する知識を学習するための教材の1つとして、公益財団法人国際研修協力機構から「日本の生活案内」が販売されています。

「公益財団法人 国際研修協力機構 教材・テキスト」

<https://www.jitco.or.jp/ja/service/material/>

→日本の生活案内

②実習実施場所の確認《実習実施者》

自動車整備職種においては、実習実施場所である技能実習を行わせる事業所について、国土交通大臣が定める告示において、基準を定めています。参考資料2として、「国土交通大臣が告示で定める基準」を掲載しておりますので、参考としてください。

[実習実施場所の要件]

- 地方運輸局長から自動車分解整備事業の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び対象とする業務の範囲を限定して行われたものを除く。）であること。

（2）技能実習計画の作成【監理団体】《実習実施者》

①技能実習法で定める基準

実習実施者は、技能実習を行うにあたり、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構から認定を受ける必要があります。

技能実習計画を作成するにあたり、次の点に留意し作成してください。

また、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る観点から、技能実習計画は、監理団体の指導の下、作成する必要があります。

[技能実習計画を作成への留意点]

- 同一の作業の反復のみによって修得できる内容でないこと。
- 第二号、第三号については移行対象職種・作業に係るものであること。
- 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。（必須業務、関連業務、周辺業務の内容については、2. 技能実習生に修得等させる自動車整備作業を参照してください。）

②国土交通大臣が告示で定める基準

自動車整備職種においては、国土交通大臣が定める告示にて、上記①の要件とは別に、監理団体の業務の実施に関する基準として、技能実習計画の作成の指導について定めています。参考資料2として、「国土交通大臣が告示で定める基準」を掲載しておりますので、参考としてください。

[監理団体における技能実習計画作成指導員の要件]

- 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
- 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務

の経験を有する者

- 自動車検査員の要件を備える者
- 自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者

なお、技能実習の進捗管理を行う際は、上記の基準を理解した上で、習得状況を踏まえて実習計画の実施状況を記録してください。

[自動車整備職種における必須業務、関連業務、周辺業務一覧表]

道路運送車両法に基づく、日常点検整備(※1)、定期点検整備(※2)、分解整備(※3)、新規検査における整備(※4)、継続検査における整備(※5)、構造等変更検査における整備(※6)、一般整備(※7)の作業をいつ。								
※1 日常点検整備とは、道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第47条の2の整備をいう。 ※2 定期点検整備とは、道路運送車両法第43条の整備をいう。 ※3 分解整備とは、道路運送車両法第49条各款の項に基づく、道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第3条に該当する整備をいう。 ※4 新規検査とは、道路運送車両法第67条の検査をいう。 ※5 継続検査とは、道路運送車両法第62条の検査をいう。 ※6 構造等変更検査とは、道路運送車両法第67条の検査をいう。 ※7 一般整備とは、故障修理等で入庫した自動車の整備をいう。 (参考)必須業務の(1)(① i)の車検とは、上記※4~※6までの検査をいう。								
注：自動整備作業を行う場合、道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第78条に基づき、地方運輸局長から認証を受けた自動車分解整備事業者(対象とする装置の種類が認定されていないこと)における作業でなければならない。なお、対象とする自動車の種類が二輪自動車のみの自動車分解整備事業者は除くものとする。								
作業の定義								
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1号技能実習</th> <th>第2号技能実習</th> <th>第3号技能実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置</td><td>(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置</td><td>(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置</td></tr> </tbody> </table>	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(1)自動車分解整備作業 ①各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置
第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習						
(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(1)自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 1)各装置の車両、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1号技能実習</th> <th>第2号技能実習</th> <th>第3号技能実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)自動車分解整備作業 ①各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置</td><td>(2)自動車分解整備作業 ①各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置</td><td>(2)故障診断作業 ①各装置の故障診断作業及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置</td></tr> </tbody> </table>	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習	(2)自動車分解整備作業 ①各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(2)自動車分解整備作業 ①各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(2)故障診断作業 ①各装置の故障診断作業及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置		
第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習						
(2)自動車分解整備作業 ①各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(2)自動車分解整備作業 ①各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置	(2)故障診断作業 ①各装置の故障診断作業及びそれに基づく整備作業 1.ステアリング装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散防止装置 9.附属装置						
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の操作に係る業務を含むて該当するものを選択すること。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1号技能実習</th> <th>第2号技能実習</th> <th>第3号技能実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</td><td>(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</td><td>(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</td></tr> </tbody> </table>	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習	(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ	(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ	(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ	※
第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習						
(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ	(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ	(1)開業業務 ①部品番号検索・部内免注作業 ②車両本体の啓封拆装作業 ③ナビ・ETC等の電子機器の取扱作業 ④自動車板金塗装作業 (2)周辺業務 ①洗浄作業 ②下塗り塗装作業 ③車両清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業 (3)安全衛生業務(開業業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ						
自動車整備に係る構成部品： 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、その他構成部品								
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1号技能実習</th> <th>第2号技能実習</th> <th>第3号技能実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①設備、機械等 1.ハンド・ジャッキ 2.擒縛ライン機器一式 3.クレーン・チェーンブロック 4.溶接機 5.プレス 6.工具、計測器具等 1.スパナ各種 2.ガネチーフ各種 3.ラフラー各種 4.ハンマー各種 5.六角レンチ各種 6.ボルダレンチ各種 7.ドライバー各種 8.カッター</td><td>6.バイス 7.エアーコンプレッサー 8.塗装関連機器 9.洗净装置・機器、部品洗净槽 10.バッテリー充電器</td><td>14.コンプレッショングージ、シックネスグージ、 ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、トーンゲージ、 キャンバヤスタゲージ、ターニングラジアスゲージ等 ゲージ各種 15.サスペンション用測定器具 16.バキュームポンプ 17.圧力計 18.サーキットスター 19.比重計</td><td>20.エンジン回転計 21.タイミングライト 22.一酸化炭素測定器 23.炭化水素測定器 24.黒鉛測定器 25.オバシメーター 26.スキヤツツール</td></tr> </tbody> </table>	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習	①設備、機械等 1.ハンド・ジャッキ 2.擒縛ライン機器一式 3.クレーン・チェーンブロック 4.溶接機 5.プレス 6.工具、計測器具等 1.スパナ各種 2.ガネチーフ各種 3.ラフラー各種 4.ハンマー各種 5.六角レンチ各種 6.ボルダレンチ各種 7.ドライバー各種 8.カッター	6.バイス 7.エアーコンプレッサー 8.塗装関連機器 9.洗净装置・機器、部品洗净槽 10.バッテリー充電器	14.コンプレッショングージ、シックネスグージ、 ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、トーンゲージ、 キャンバヤスタゲージ、ターニングラジアスゲージ等 ゲージ各種 15.サスペンション用測定器具 16.バキュームポンプ 17.圧力計 18.サーキットスター 19.比重計	20.エンジン回転計 21.タイミングライト 22.一酸化炭素測定器 23.炭化水素測定器 24.黒鉛測定器 25.オバシメーター 26.スキヤツツール
第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習						
①設備、機械等 1.ハンド・ジャッキ 2.擒縛ライン機器一式 3.クレーン・チェーンブロック 4.溶接機 5.プレス 6.工具、計測器具等 1.スパナ各種 2.ガネチーフ各種 3.ラフラー各種 4.ハンマー各種 5.六角レンチ各種 6.ボルダレンチ各種 7.ドライバー各種 8.カッター	6.バイス 7.エアーコンプレッサー 8.塗装関連機器 9.洗净装置・機器、部品洗净槽 10.バッテリー充電器	14.コンプレッショングージ、シックネスグージ、 ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、トーンゲージ、 キャンバヤスタゲージ、ターニングラジアスゲージ等 ゲージ各種 15.サスペンション用測定器具 16.バキュームポンプ 17.圧力計 18.サーキットスター 19.比重計	20.エンジン回転計 21.タイミングライト 22.一酸化炭素測定器 23.炭化水素測定器 24.黒鉛測定器 25.オバシメーター 26.スキヤツツール					
製品等の例(該当するものを選択すること。)	自動車整備完成車両が製品である。 対象車両：普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)、大型特殊自動車 (道路運送車両法施行規則(昭和26年8月16日運輸省令第74号)第2条別表第11に定める自動車(ただし、小型特殊自動車を除く。))							
移行対象職種・作業ではない業務例	1.自動車解体作業 2.自動車進歩工程作業 3.自動車板金塗装の作業	4.自動車陸送作業 5.関連業務及び周辺業務のみの場合						

(出典：厚生労働省HP 「自動車整備職種（自動車整備作業）審査基準」)

[第一号技能実習実施計画（モデル例）]

技能実習を行わせる事業所

- | | |
|--------|-----|
| ① 事業所名 | 所在地 |
| ② 事業所名 | 所在地 |
| ③ 事業所名 | 所在地 |

実習期間 20XX年 XX月 XX日 ~ 20YY年 YY月 YY日

技能実習の内容 必須業務、関連業務及び周辺業務の別 指導員の役職・氏名（経験年数）	事業所	合 計 時 間	月・時間数											
			1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
講習		○ ○ h												
1 必 須 業 務	(1)自動車点検整備 作業 各装置の車検、 定期点検項目 の良否判定及 びそれに基づ く整備の補助 作業 1.ステアリング 装置 2.ブレーキ装置 3.走行装置 4.サスペンション装置 5.動力伝達装置 6.電気装置 7.エンジン装置 8.排出ガス発散 防止装置 9.附属装置 工場長 新宿 太 郎 (25年)	○○株式 会社 新宿工場	○ ○ h		△h	△h	△h							
2 必 須 業 務	(2)安全衛生業務 ※ 1.雇入れ時等の 安全衛生教育 2.作業開始前の 安全確認作業 3.整理・整頓・ 清掃・清潔・ 習慣の遵守 4.作業者間の安 全確認作業 5.保護具及び安 全標識・装置	同上	○ ○ h		△h	△h	△h							

		の確認作業												
		6.自動車整備における事故・疾病予防												
		7.自動車整備関連機器及び油脂類等の安全確認作業												
		8.労働衛生上の有害性を防止するための作業												
		9.異常時の応急措置を修得するための作業												
		工場長 新宿太郎 (25年)												
3	関連業務	1.部品番号検索・部内発注作業 2.車枠車体の整備調整作業 3.ナビ・ETC.等の電装品の取付作業 4.自動車板金塗装作業 工場長 新宿太郎 (25年)	同上	○ ○ h		△h								
4	周辺業務	1.洗車作業 2.下廻り塗装作業 3.車内清掃作業 4.構内清掃作業 5.部品等運搬作業 6.設備機器等清掃作業 工場長 新宿太郎 (25年)	同上	○ ○ h		△h								
5	関連周辺業務	安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） 上記※に同じ 工場長 新宿太郎 (25年)	同上	○ ○ h		△h								
合 計 時 間				○ h		○h								

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	自動車整備に係る構成部品： 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、その他構成部品
使用する機械、器具等	<p>①設備・機械等</p> <p>1.リフト・ジャッキ 2.検査ライン危機 3.クレーン・チェーンブロック 4.溶接機 5.プレス 6.バイス 7.エアーコンプレッサー 8.塗装関連機器 9.洗浄装置・機器、部品洗浄槽 10.バッテリー充電器</p> <p>②工具、計測器具等</p> <p>1.スパナ各種 2.メガネレンチ各種 3.プライヤー各種 4.ハンマー各種 5.六角レンチ各種 6.ボックスレンチ各種 7.ドライバー各種 8.カッター 9.ホイールプーラー、ペアリングレースプーラー等ブーラー各種 10.グリースガン、シャシルブリケーター 11.トルクレンチ 12.ノギス、マイクロメータ等測定器 13.各種スケール 14.コンプレッショングージ、シックネスゲージ、ダイヤルゲージ、トイングージ、キャンバキャスタゲージ、ターニグラジアスゲージ等ゲージ各種 15.サスペンション用測定器具 16.バキュームポンプ 17.圧力計 18.サーキットテスター 19.比重計 20.エンジン回転計 21.タイミングライト 22.一酸化炭素測定器 23.炭化水素測定器 24.黒鉛測定器 25.オパシメーター 26.スキャンツール</p>
製品等の例	自動車整備完成車両が製品である。 対象車両：普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）、大型特殊自動車 (道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令第 74 号）第 2 条別表第 1 に定める自動車（ただし、小型特殊自動車を除く）)
指導体制	指導員名 新宿 太郎 免許・資格等 自動車整備士（2級○○○）

（出典：厚生労働省HP 「自動車整備職種（自動車整備作業）技能実習実施計画書モデル例」）

[第一号技能実習実施計画（記載例）]

別記様式第1号（第4条第1項関係）

（日本工業規格A列4）

第4面 A・D

実習実施予定表

技能実習を行わせる事業所

- ① 事業所名 [REDACTED] 所在地 [REDACTED]
- ② 事業所名 [REDACTED] 所在地 [REDACTED]
- ③ 事業所名 [REDACTED] 所在地 [REDACTED]

実習期間 2019年 8月 1日 ~ 2020年 7月 31日

事務所	合計時間	月・時間数											
		1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1 必須作業	自動車整備作業												
	①自動車点検整備作業												
	各装置の車検・定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業												
	1.ステアリング装置 6.電気装置	78	80	80	80	80	80	80	80	80	80	76	80
	2.ブレーキ装置 7.エンジン装置												
	3.走行装置 8.排出ガス発散防止装置												
	4.サスペンション装置 9.附属装置												
	5.動力伝達装置												
	ビット長： [REDACTED] (20年)												
2 必須作業	安全衛生業務												
	①雇入れ時等の安全衛生教育												
	②作業開始前の安全確認作業												
	③整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守												
	④作業者間の安全確認作業												
	⑤保護具及び安全標識・装置の確認作業												
	⑥自動車整備における事故・疾病予防												
	⑦自動車整備関連機器及び油脂類等の安全確認作業												
	⑧労働衛生上の有害性を防止するための作業												
	⑨異常時の応急措置を修得するための作業												
	ビット長： [REDACTED] (20年)												
3 関連作業	1.部品番号検索・部内発注作業												
	2.車体車体の整備調整作業												
	3.ナビ・ETC等の電装品の取付作業												
	4.自動車板金塗装作業												
	ビット長： [REDACTED] (20年)												
4 関連作業	安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)												
	※上記2必須作業における安全衛生作業の1~9の内容に同じ												
	ビット長： [REDACTED] (20年)												
5 周辺作業	1.洗車作業 4.構内清掃作業												
	2.下回り塗装作業 5.部品等運搬作業												
	3.車内清掃作業 6.設備機器等清掃作業												
	ビット長： [REDACTED] (20年)												
6 周辺作業	安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)												
	※上記4に同じ												
	ビット長： [REDACTED] (20年)												
7	合計時間	1870.0h	167	168	176	175.5	167.5	175.5	168	175	176	152.5	169

(出典：外国人技能実習制度自動車整備事業協議会 構成員より提供)

(注意)
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	自動車整備に係る構成部品： 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、その他構成部品	
使用する機械、器具等	<p>①設備、機械等</p> <p>1. リフト、ジャッキ 2. 検査ライン機器一式 3. クレーン・チェーンブロック 4. 溶接機 5. プレス</p> <p>②工具、計測器具等</p> <p>1. スパナ各種 2. メガネレンチ各種 3. ブライマー各種 4. ハンマー各種 5. 六角レンチ各種 6. ポツクスレンチ各種 7. ドライバー各種 8. カッター 9. ホイールブーラー、ペアリングレースブーラー等 10. グリースガン、シャシルブリケーター 11. トルクレンチ 12. ノギス・マイクロメータ等測定器 13. 各種スケール 14. コンプレッショングージ、シックネスグージ、ダイヤルグージ、タイヤゲージ、トーンゲージ、キャンバキャスタグージ、ターニングラジアスグージ等ゲージ各種</p>	<p>6. バイス 7. エアーコンプレッサー 8. 塗装関連機器 9. 洗浄装置・機器、部品洗浄槽 10. バッテリー充電器</p> <p>15. サスペンション用測定器具 16. バキュームポンプ 17. 圧力計 18. サーキットスター 19. 比重計 20. エンジン回転計 21. タイミングライト 22. 一酸化炭素測定器 23. 炭化水素測定器 24. 黒鉛測定器 25. オバシメーター 26. スキャンツール</p>
製品等の例	<p>自動車整備完成車両</p> <p>対象車両：普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、大型特殊自動車</p> <p>（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令第 74 号）第 2 条別表第 1 に定める自動車（ただし、小型特殊自動車を除く。））</p>	
指導体制	<p>指導員名： [REDACTED]</p> <p>免許・資格等：</p> <p>1. 二級ガソリン自動車整備士 2. 二級ジーゼル自動車整備士 3. 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 4. 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 5. 普通自動車運転免許</p>	

(出典：外国人技能実習制度自動車整備事業協議会 構成員より提供)

(3) 入国前又は入国後講習【監理団体】

①技能実習法で定める基準

監理団体は、第一号技能実習生に対し、技能実習法で定められている入国前又は入国後講習において、実施すべき項目に対して、必要な時間数の講習を行う必要があります。

[入国前又は入国後講習で実施すべき項目]

- 1.) 日本語
- 2.) 本邦での生活一般に関する知識
- 3.) 出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報(専門的な知識を有する者(第1号団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、申請者又は監理団体に所属する者を除く。)が講義を行うものに限る。)
- 4.) 1.)から 3.)までに掲げるもののほか、本邦での円滑な技能、技術及び知識の修得等に資する知識

講習の時間数については、入国前講習の実施期間や時間数により、入国後講習の実施期間や時間数が変動します。入国前講習が1ヶ月以上の期間かつ160時間以上の課程を有している場合、入国後において行う第1号技能実習の予定時間全体の12分の1以上、それ以外の場合は、6分の1以上となります。

入国前又は入国後講習は、日本語の教育が大半を占めますが、送り出し国の公的機関又は教育機関によっては、自動車整備職種に関する講習を行う機関も見受けられます。

また、入国前に実技による講習を行うことは可能ですが、技能実習法で内容(日本語や生活一般に関する知識)や方法(座学、見学)が規定されている入国前講習とはならないことに留意が必要です。

なお、全ての科目について、実習実施者における技能、技術及び知識の修得活動(技能実習)を行わせる前に実施しなければなりません。

②国土交通大臣が告示で定める基準

自動車整備職種においては、①技能実習法で定める基準の要件とは別に、入国前又は入国後講習にて、国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を習得させる講習を実施することを基準として定めています。

講習の時間数に定めはありませんが、技能実習生が日本において技能実習を適正に実施できることを目標として講習時間を設定してください。参考資料2として、「国土交通大臣が告示で定める基準」を掲載しておりますので、参考してください。

講習内容は、次の1.)～3.)のとおりです。

[国土交通大臣が指定する教材]

- ・基礎自動車整備作業
- ・外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本

1.) 自動車整備で使用する機械・工具等の基礎知識

「国土交通大臣が告示で定める基準」により、入国前又は入国後講習において、予め自動車整備作業に使用する最低限の機械・工具の名前、用途を勉強し、日本語で理解させることが必要です。また、同基準において、使用する教材として、「基礎自動車整備作業」を指定しています。

機械・器具名	基礎自動車 整備作業
① 設備・機械等	
1. リフト・ジャッキ	(リフト) P81 (ジャッキ) P80
2. 検査ライン機器一式	P87
3. クレーン・チェーンブロック	P82
4. 溶接機	P90-P91
5. プレス	P26
6. バイス	P27
7. エアーコンプレッサー	P84
8. 塗装関連機器	
9. 洗浄装置・機器、部品洗浄槽	P73-P76
10. バッテリー充電器	P71-P72
② 工具、計測機器	
1. スパナ各種	P14
2. メガネレンチ各種	P15
3. プライヤ各種	P22
4. ハンマー各種	P21
5. 六角レンチ各種	P18
6. ポックスレンチ各種	P19
7. ドライバー各種	P20-P21
8. カッター	P30-P31
9. ホイール・プーラー、ベアリングレースプーラー等 プーラー各種	P23-P24
10. グリースガン、シャシルブリケーター	P78
11. トルクレンチ	P19
12. ノギス・マイクロメータ等測定器	P41-P45
13. 各種スケール	P40
14. コンプレッショングージ、ダイヤルグージ、トeingージ、 キャンバキャスタグージ、ターニングラジアスグージ等 ゲージ 各種	P46-P50 P54-P55 P68-P70

機械・器具名	基礎自動車整備作業
15. サスペンション用測定機器	P86
16. バキュームポンプ	P63
17. 圧力計	P62（燃圧計）
18. サーキットテスター	P59
19. 比重計	P60
20. エンジン回転計	P57
21. タイミングライト	P56
22. 一酸化炭素測定器	P61
23. 炭化水素測定器	P61
24. 黒鉛測定器	P62
25. オパシメーター	P62
26. スキャンツール	P65

(出典：「基礎自動車整備作業」(平成30年3月発行版))

2.) 自動車整備の基礎知識の理解

1.)の自動車整備で使用する機械・工具等の基礎知識に加え、自動車整備作業の基礎知識について、事前に理解させが必要です。主な内容は次のとおりとなります。

項目	内容
1. 整備作業の目標	1) 整備の目的 2) 整備技術の重要性 3) 作業精度の向上 4) 作業能率の向上 5) 整備の種類
2. 職場の労働安全	1) 労働安全の重要性 2) 災害の原因 3) 労働安全の確保 4) 労働安全に関する法規
3. 安全作業の心得	1) 正しい作業服装 2) 整理・整頓 3) 正しい作業方法
4. 整備工場から発生する公害	1) 騒音 2) 粉じん 3) 有機溶剤 4) 工場排水

(出典：「基礎自動車整備作業」(平成30年3月発行版))

3.) 安全衛生の理解

安全衛生についても、「国土交通大臣が告示で定める基準」により、予め作業別の注意点について、理解させることが必要です。

使用する教材については、同基準において「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」を指定しており、ここに示されている作業別の注意点についても、事前に理解しておく必要があります。

なお、この教本は一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のHPで公表されています。

「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」

<https://www.jaspa.or.jp/Portals/0/resources/jaspahp/user/expat/pdf/015.pdf>

(4) 受入れ人数の制限【監理団体】《実習実施者》

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、実習実施者が受け入れができる技能実習生の数については、技能実習法令において上限が定められています。

[受入れができる技能実習生の基本人数枠]

申請者の常勤の職員の総数	技能実習生の数
301人以上	申請者の常勤の職員の総数の20分の1
201人以上300以下	15人
101人以上200人以下	10人
51人以上100以下	6人
41人以上50人以下	5人
31人以上40人以下	4人
30人以下	3人

(出典：法務省・厚生労働省 「技能実習制度運用要領～関係者の皆さまへ～」)

[受入れができる技能実習生の人数枠（監理団体型）]

人数枠				
第一号 (1年間)	第二号 (2年間)	優良基準適合者		
		第一号（1年間）	第二号（2年間）	第三号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

(出典：法務省・厚生労働省 「技能実習制度運用要領～関係者の皆さまへ～」)

なお、技能実習生は自動車整備事業者と雇用契約を締結したうえで、技術等の修得等のため、常時、自動車整備作業に従事することから、分解整備に従事する従業員又は工員として取り扱われますので、自動車分解整備に従事する人数に応じて自動車整備士の保有率が決まって

いますので技能実習生の受入れの際には注意が必要です。

[自動車整備士の保有率]

整備工場の形態	必要な自動車整備士の保有率
認証整備工場	分解整備に従事する従業員の4分の1以上
指定整備工場	工員の3分の1以上

(出典：「道路運送車両法施行規則 第57条 認証基準」及び「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」より作成)

(5) 生産物賠償責任保障《実習実施者》

受託車に対する整備・修理・点検等に欠陥があり、納車後に他人が身体障害や財物損害を被った場合、または完納車自体を損壊させた場合に、被害者に対して負担する法律上の賠償責任を補償する保険制度として、生産物賠償責任保険（通称、P L保険）があります。

契約内容によっては、技能実習生が整備・修理・点検等を行った車に対して、生産物賠償責任保険が適用されない事例もあるようですので、保険契約している会社に、保障対象になっているか、保障対象とならない場合、どのようにすれば保障対象となるかなど、事前に確認することが望ましいです。

(6) 技能実習生専用の工具を購入した場合の費用負担《実習実施者》

技能実習を行うにあたり、技能実習生が専用で使用する工具を購入する場合が考えられます。工具を購入するにあたっては、技能実習生に説明せずに、その費用を給与から毎月差し引いたことでトラブルになったとの事例もあるようですので、購入費用の負担については、技能実習生の意見を踏まえ、監理団体と調整してください。

(7) 技能実習生を雇用するにあたっての事業主（実習実施者：自動車整備工場）の責務《実習実施者》

技能実習生を雇用するにあたり、事業主（実習実施者：自動車整備工場）はハローワークに届け出る必要があります。なお、ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導を行います。

また、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」が、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）に基づき定められています。この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

参考：(厚生労働省) 外国人雇用はルールを守って適正に

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-000011655000-Shokugouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/456.pdf>

(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

～以下の2点は、事業主の責務です！～

1 雇入れ・離職時の届出

P2～

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2 適切な雇用管理

P8～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ
「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶その他（ご参考ください）

外国人の雇用に関するQ&A	P15
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	P15
在留資格一覧表	P16
高度人材に対するポイント制について	P17
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	P18



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL310401外02

(出典：厚生労働省 「外国人雇用はルールを守って適正に」)

1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十二号)抜粋

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条(抄)

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされており、確認・届出の必要はありません。

●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者となるか否かによって、使用する様式や届出先となるハローワーク、届出の提出期限が異なります。

① 雇用保険の被保険者となる外国人について届け出る場合

→ P.3～P.4をご確認ください。

② 雇用保険の被保険者とならない外国人について届け出る場合

→ P.5をご確認ください。

●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カード、旅券（パスポート）又は指定書などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。

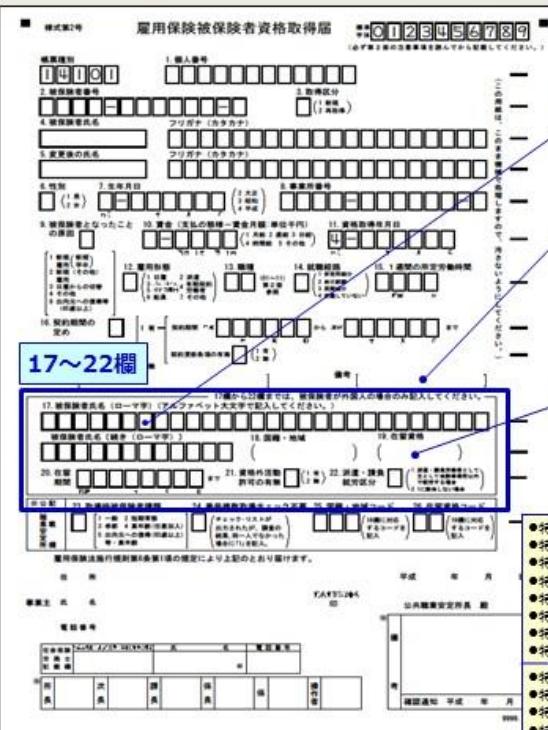
→ P.6をご確認ください。

●届出の方法について①-1 《雇用保険被保険者資格取得届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（雇入れ時）

●届出事項	①氏名 ②在留資格※ ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れに係る事業所の名称及び所在地など、取得届に記載が必要な事項 ※在留資格「特定技能」の場合は分野、「特定活動」の場合は活動類型を含む（以下同じ）
●届出方法	「17」～「22」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することによって、外国人雇用状況の雇入れの届出を行ったことになります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方 (特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方) ・「電子届出」(P.7) や「様式第3号」によって届出済みの方
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出してください。 (雇用保険被保険者資格取得届を届け出るハローワークと同様です)
●届出期限	雇用保険被保険者取得届の提出期限と同様です。

<「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）>

	<p>◆ 届出内容に変更があった場合は、外国人雇用状況届出担当窓口にご相談ください。 例：事業所の移転・統合・廃止/在留資格の変更/被保険者の転勤など</p> <p>17.被保険者氏名（ローマ字）欄は、 届出される外国人の方の氏名を、在留カードどおりに記入してください。</p> <p>「備考」欄は、 すでに電子届出により届出済みの場合、「雇用状況届出書（様式第3号）」によって届出済みの場合、又は在留資格変更申請中の場合に記入してください。 ・電子届出によって届出済 ・様式第3号によって届出済 ・在留資格変更申請中</p> <p>19.在留資格欄は、 在留カードの「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されたとおりの内容を記入してください。 在留資格が「特定技能」又は「特定活動」の場合は、以下のいずれかを記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">● 特定技能1号（介護） ● 特定技能1号（ビルクリーニング） ● 特定技能1号（災害復旧） ● 特定技能1号（医療機械製造業） ● 特定技能1号（電気、電子情報関連産業） ● 特定技能1号（建設） ● 特定技能1号（造船・船用工業） ● 特定技能1号（自動車整備）</td> <td style="width: 50%;">● 特定技能1号（航空） ● 特定技能1号（宿泊） ● 特定技能1号（農業） ● 特定技能1号（漁業） ● 特定技能1号（飲食料品製造業） ● 特定技能1号（外食業） ● 特定技能2号（建設） ● 特定技能2号（造船・船用工業）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">● 特定活動（EPA） ● 特定活動（高度学術研究活動） ● 特定活動（高度専門・技術活動） ● 特定活動（高度経営・管理活動） ● 特定活動（高度人材の就労配偶者） ● 特定活動（建設分野） ● 特定活動（造船分野） ● 特定活動（外国人調理師）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">● 特定活動（ラムネ牛乳生産） ● 特定活動（製造分野） ● 特定活動（事業支援） ● 特定活動（物流活動） ● 特定活動（農業） ● 特定活動（日系4世） ● 特定活動（その他）</td> </tr> </table>	● 特定技能1号（介護） ● 特定技能1号（ビルクリーニング） ● 特定技能1号（災害復旧） ● 特定技能1号（医療機械製造業） ● 特定技能1号（電気、電子情報関連産業） ● 特定技能1号（建設） ● 特定技能1号（造船・船用工業） ● 特定技能1号（自動車整備）	● 特定技能1号（航空） ● 特定技能1号（宿泊） ● 特定技能1号（農業） ● 特定技能1号（漁業） ● 特定技能1号（飲食料品製造業） ● 特定技能1号（外食業） ● 特定技能2号（建設） ● 特定技能2号（造船・船用工業）	● 特定活動（EPA） ● 特定活動（高度学術研究活動） ● 特定活動（高度専門・技術活動） ● 特定活動（高度経営・管理活動） ● 特定活動（高度人材の就労配偶者） ● 特定活動（建設分野） ● 特定活動（造船分野） ● 特定活動（外国人調理師）		● 特定活動（ラムネ牛乳生産） ● 特定活動（製造分野） ● 特定活動（事業支援） ● 特定活動（物流活動） ● 特定活動（農業） ● 特定活動（日系4世） ● 特定活動（その他）	
● 特定技能1号（介護） ● 特定技能1号（ビルクリーニング） ● 特定技能1号（災害復旧） ● 特定技能1号（医療機械製造業） ● 特定技能1号（電気、電子情報関連産業） ● 特定技能1号（建設） ● 特定技能1号（造船・船用工業） ● 特定技能1号（自動車整備）	● 特定技能1号（航空） ● 特定技能1号（宿泊） ● 特定技能1号（農業） ● 特定技能1号（漁業） ● 特定技能1号（飲食料品製造業） ● 特定技能1号（外食業） ● 特定技能2号（建設） ● 特定技能2号（造船・船用工業）						
● 特定活動（EPA） ● 特定活動（高度学術研究活動） ● 特定活動（高度専門・技術活動） ● 特定活動（高度経営・管理活動） ● 特定活動（高度人材の就労配偶者） ● 特定活動（建設分野） ● 特定活動（造船分野） ● 特定活動（外国人調理師）							
● 特定活動（ラムネ牛乳生産） ● 特定活動（製造分野） ● 特定活動（事業支援） ● 特定活動（物流活動） ● 特定活動（農業） ● 特定活動（日系4世） ● 特定活動（その他）							

- 3 -

(出典：厚生労働省 「外国人雇用はルールを守って適正に」)

●届出の方法について①-2《雇用保険被保険者資格喪失届》

雇用保険の被保険者となる外国人の場合（離職時）	
●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦離職に係る事業所の名称及び所在地など、喪失届に記載が必要な事項
●届出方法	表面の「住所（被保険者の住所又は居所）」欄の他、裏面の「14」～「18」欄に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の離職の届出を行ったことになります。 ただし、以下の場合は記入不要です。 ・外国人雇用状況届出の対象外となっている方 (特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方) ・「電子届出」(P.7) や「様式第3号」によって届出済みの方
●届出先	雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出してください。 (雇用保険被保険者資格喪失届を届け出るハローワークと同様です)
●届出期限	雇用保険被保険者資格喪失届の提出期限と同様です。

<「雇用保険被保険者 資格喪失届・氏名変更届」の様式（様式第4号）>

表 面 <p>The front page contains fields for personal information (Name, Birthplace, Birthdate, Gender, Nationality), residence information (Address, Postcode, City/Town/Village, Neighborhood), and employment information (Employment status, Workplace, Workplace name, Workplace address, Workplace phone number, Workplace fax number, Workplace email address, Workplace URL). It also includes sections for 'Employment Insurance Law Implementation Regulation Article 7 Item 1, Article 14 Item 1' and 'Employment Insurance Law Implementation Regulation Article 7 Item 1, Article 14 Item 1'.</p>	<p>「18.在留資格」欄は、 在留カードの「在留資格」又は旅券 (パスポート)上の上陸許可証印に記載 されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」又は「特定 活動」の場合には、以下のいずれかを 記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（柔形材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工具） ●特定技能1号（自動車整備） ●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（清掃） ●特定技能1号（運営） ●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工具） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野） ●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラール牛丼生産） ●特定活動（製油分野） ●特定活動（赤字文運） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（運営） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他）
裏 面 <p>The back page contains fields for '14～18欄' (Qualification Loss Column) which are highlighted in blue. These fields include 'Name (Romanized)', 'Nationality', 'Residence Address', 'Postcode', 'City/Town/Village', 'Neighborhood', 'Employment Status', 'Workplace', 'Workplace Name', 'Workplace Address', 'Workplace Phone Number', 'Workplace Fax Number', 'Workplace Email Address', 'Workplace URL', and 'Employment Insurance Law Implementation Regulation Article 7 Item 1, Article 14 Item 1'.</p>	<p>「14.被保険者氏名（ローマ字）」欄は、 届出される外国人の方の氏名を、在留 カードどおりに記入してください。</p> <p>「備考」欄は、すでに電子届出によつて 届出済みの場合、在留資格変更申請中 の場合に記入してください。</p> <p style="text-align: right;">(・電子届出によつて届出済 ・在留資格変更申請中 など)</p>

(出典：厚生労働省 「外国人雇用はルールを守って適正に」)

●届出の方法について②《外国人雇用状況届出書(様式第3号)》

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合(雇入れ時・離職時)

●届出事項	①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧雇入れ又は離職年月日 ⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時ののみの届出事項です。
●届出方法	外国人雇用状況届出書(様式第3号)に、上記①~⑨の届出事項を記載して届け出てください。届出様式はハローワークの窓口で配布しているほか、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kouyou/gaikokuijin-kouyou/07.html
●届出先	当該外国人が勤務する事業所施設(店舗、工場など)の住所を管轄するハローワーク(公共職業安定所)に届け出てください。
●届出期限	雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

●外国人雇用状況届出書の見本

届出事項を記入

株式第3号(第10条関係)(表面)																			
雇入れ 離職 に係る外国人雇用状況届出書																			
<table border="1"> <tr> <td>①外人の氏名 (ローマ字)</td> <td>姓</td> <td>名</td> <td>ミドルネーム</td> </tr> <tr> <td>②①の者の在留資格</td> <td></td> <td>③①の者の在留期間 (期限) (西暦)</td> <td>年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>④①の者の生年月日 (西暦)</td> <td>年 月 日</td> <td>⑤①の者の性別</td> <td>1男・2女</td> </tr> <tr> <td>⑥①の者の国籍・地域</td> <td></td> <td>⑦①の者の資格外活動許可の有無</td> <td>1有・2無</td> </tr> </table>				①外人の氏名 (ローマ字)	姓	名	ミドルネーム	②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで	④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1男・2女	⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1有・2無
①外人の氏名 (ローマ字)	姓	名	ミドルネーム																
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで																
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1男・2女																
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1有・2無																
雇入れ年月日 (西暦)	年 月 日	離職年月日 (西暦)	年 月 日																
年 月 日		年 月 日																	
<p>必要事項を記入</p> <p>法規の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第5項により上記のとおり施行す。</p>																			
事業主	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) 主たる事業所 (名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 □□□-□□□-□□□□	TEL: □□□-□□□-□□□□																
氏名		印	印																
社会保険 支拂額 記載欄	扶養親類の扶養・被扶養の区分 □□□□□	氏名 □□□□□	印																
公共職業安定所長 殿																			

- 5 -

(出典: 厚生労働省 「外国人雇用はルールを守って適正に」)

● 届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の**在留カード又は旅券（パスポート）などの提示を求め**、届け出る事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、**在留カードや旅券（パスポート）又は資格外活動許可書などにより**、資格外活動許可を受けていることを確認してください。在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされており、届け出の必要はありません。

届出事項の記載方法

① 氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、 必ず本名 を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、原則として、旅券（パスポート）の身分事項頁の氏名が記載されています。				
② 在留資格	<p>在留カードの②「在留資格」又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>在留資格が「特定技能」の場合には分野を、また「特定活動」の場合には活動類型を、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で、それぞれ確認し、届出用紙の在留資格記載欄に、以下のいずれかを記載してください。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素材材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備）</td><td>●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）</td></tr><tr><td>●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野）</td><td>●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラール牛丼生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他）</td></tr></tbody></table>	●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素材材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備）	●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）	●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野）	●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラール牛丼生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他）
●特定技能1号（介護） ●特定技能1号（ビルクリーニング） ●特定技能1号（素材材産業） ●特定技能1号（産業機械製造業） ●特定技能1号（電気・電子情報関連産業） ●特定技能1号（建設） ●特定技能1号（造船・船用工業） ●特定技能1号（自動車整備）	●特定技能1号（航空） ●特定技能1号（宿泊） ●特定技能1号（農業） ●特定技能1号（漁業） ●特定技能1号（飲食料品製造業） ●特定技能1号（外食業） ●特定技能2号（建設） ●特定技能2号（造船・船用工業）				
●特定活動（ワーキングホリデー） ●特定活動（EPA） ●特定活動（高度学術研究活動） ●特定活動（高度専門・技術活動） ●特定活動（高度経営・管理活動） ●特定活動（高度人材の就労配偶者） ●特定活動（建設分野） ●特定活動（造船分野）	●特定活動（外国人調理師） ●特定活動（ハラール牛丼生産） ●特定活動（製造分野） ●特定活動（家事支援） ●特定活動（就職活動） ●特定活動（農業） ●特定活動（日系4世） ●特定活動（その他）				
③ 在留期間	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付又は旅券（パスポート）上の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。				
④ 生年月日 ⑤ 性別 ⑥ 国籍・地域	在留カード又は旅券（パスポート）上の該当箇所を転記してください。				
⑦ 資格外活動許可の有無	資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）又は旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。				

確認のための書類（見本）

在留カード例（表面）



在留カード例（裏面）



※1 上陸許可証印



※2 指定書



※3 資格外活動許可書



※4 資格外活動許可証印



「在留カード」について

出入国管理及び難民認定法の改正により、平成24年7月9日から中長期在留者（※5）に「在留カード」が交付されます。

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ①「3月」以下の在留期間が決定された人 | ②「短期滞在」の在留資格が決定された人 |
| ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人等 | ④特別永住者 |
| | ⑤在留資格を有しない人 |

インターネットによる届出について

●インターネットでも外国人雇用状況届出の申請（電子届出）を行うことができます。
インターネット上で「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、ハローワークイ
ンターネットサービスの「事業主の方」又は「申請等をご利用の方へ」のページ内にある
「外国人雇用状況届出」から利用することができます。その他、大卒等就職情報WEB提供
サービスの「企業メニュー」からもリンクしています。

このバナーが目印です



※これまでに「様式第3号」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある
事業主の方は、インターネット上からユーザーID及びパスワードを取得することはできません。
お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問い合わせください。

2 外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です

外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

外国人労働者の雇用管理の改善等に関する 事業主が適切に対処するための指針

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

◆ 指針の主な内容 ◆

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について書面等で明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。

賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましょう。

人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、環境の整備に努めましょう。

解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。

なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

◆ 指針の基本的な考え方 ◆

事業主は外国人労働者について、

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が努めるべきこと

● 外国人労働者の募集及び採用の適正化

1 募 集	<ul style="list-style-type: none">・ 募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用等について、書面の交付等により明示すること。【※】・ 特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航・帰国費用の負担や住居の確保等、募集条件の詳細について、あらかじめ明確にすること。・ 外国人労働者のあっせんを受ける場合、許可又は届出のある職業紹介事業者より受けるものとし、職業安定法又は労働者派遣法に違反する者からはあっせんを受けないこと。なお、職業紹介事業者が違約金又は保証金を労働者から徴収することは職業安定法違反であること。・ 国外に居住する外国人労働者のあっせんを受ける場合、違約金又は保証金の徴収等を行う者を取次機関として利用する職業紹介事業者等からあっせんを受けないこと。・ 職業紹介事業者に対し求人の申込みを行うに当たり、国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意すること。・ 労働契約の締結に際し、募集時に明示した労働条件の変更等する場合、変更内容等について、書面の交付等により明示すること。【※】
2 採 用	<ul style="list-style-type: none">・ 採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはならないこと。・ 在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公平な採用選考に努めること。

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●適正な労働条件の確保

1 均等待遇	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。
2 労働条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、書面の交付等により明示すること。その際、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【※】
3 賃金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金額以上の賃金を支払うとともに、基本給、割増賃金等の賃金を全額支払うこと。 居住費等を賃金から控除等する場合、労使協定が必要であること。また、控除額は実費を勘案し、不当な額とならないようにすること。
4 適正な労働時間の管理等	<ul style="list-style-type: none"> 法定労働時間の遵守等、適正な労働時間の管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めること。 労働時間の状況の把握に当たっては、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法によるものとすること。 労働基準法等の定めるところにより、年次有給休暇を与えるとともに、時季指定により与える場合には、外国人労働者の意見を聴き、尊重するよう努めること。
5 労働基準法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法等の定めるところにより、その内容、就業規則、労使協定等について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。
6 労働者名簿等の調整	<ul style="list-style-type: none"> 労働者名簿、賃金台帳及び年次有給休暇簿を調整すること。
7 金品の返還等	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。
8 寄宿舎	<ul style="list-style-type: none"> 事業附属寄宿舎に寄宿させる場合、労働者の健康の保持等に必要な措置を講ずること。
9 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保 （平成32年4月1日から適用）	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者についても、短時間・有期労働又は労働者派遣法に定める、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差や差別的取扱いの禁止に関する規定を遵守すること。 外国人労働者から求めがあった場合、通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明すること。【※】

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

●安全衛生の確保

1 安全衛生教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、使用せる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。【※】
2 労働災害防止のための日本語教育等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
3 労働災害防止に関する標識、掲示等	<ul style="list-style-type: none"> 事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
4 健康診断の実施等	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法等の定めるところにより、健康診断、面接指導、ストレスチェックを実施すること。
5 健康指導及び健康相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 産業医、衛生管理者等による健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
6 母性保護等に関する措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 女性である外国人労働者に対し、産前産後休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講ずること。
7 労働安全衛生法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

●労働・社会保険の適用等

1 制度の周知及び必要な手続きの履行等	<ul style="list-style-type: none"> 労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、外国人労働者が理解できる方法により周知に努めるとともに、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとること。 外国人労働者が離職した際、被保険者証を回収するとともに、国民健康保険及び国民年金の加入手続が必要になる場合はその旨を教示するよう努めること。 健康保険及び厚生年金保険が適用にならない事業所においては、国民健康保険・国民年金の加入手続について必要な支援を行うよう努めること。 労働保険の適用が任意の事業所においては、外国人労働者を含む労働者の希望等に応じ、労働保険の加入の申請を行うこと。
----------------------------	---

【※】の事項については、母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いる等、理解できる方法により明示するよう努める必要があります。

2 保険給付の請求等についての援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めること。 ・ 労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に關し、外国人労働者やその家族等からの相談に応ずることとともに、必要な援助を行うよう努めること。 ・ 外国人労働者が病気、負傷等（労働災害によるものを除く）のため就業することができない場合には、健康保険の傷病手当金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 ・ 傷病によって障害の状態になったときは、障害年金が支給され得ることについて、教示するよう努めること。 ・ 公的年金の加入期間が6ヵ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨や、請求を検討する際の留意事項について説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めること。
--------------------------	--

●適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

1 適切な人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者が円滑に職場に適応できるよう、社内規程等の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備に努めること。 ・ 職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・報酬決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保等、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境の整備に努めること。
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための支援を行うとともに、地域社会における行事や活動に参加する機会を設けるように努めること。 ・ 居住地周辺の行政機関等に関する各種情報の提供や同行等、居住地域において安心して生活するために必要な支援を行うよう努めること。
3 苦情・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者の苦情や相談を受け付ける窓口の設置等、体制を整備し、日本における生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努めるとともに、必要に応じ行政機関の設ける相談窓口についても教示するよう努めること。
4 教育訓練の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。
5 福利厚生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な宿泊の施設を確保するよう努めるとともに、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、十分な機会が保障されるように努めること。

- 12 -

(出典：厚生労働省 「外国人雇用はルールを守って適正に」)

6 帰国及び在留資格の変更等の援助	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間が満了し、在留資格の更新がなされない場合には、雇用関係を終了し、帰国そのための手続の相談等を行うよう努めること。 外国人労働者が病気等やむを得ない理由により帰国に要する旅費を支弁できない場合には、当該旅費を負担するよう努めること。 在留資格の変更等の際は、手続に当たっての勤務時間の配慮等を行うよう努めること。 一時帰国を希望する場合には、休暇取得への配慮等必要な援助を行うよう努めること。
7 外国人労働者と共に就労する上で必要な配慮	<ul style="list-style-type: none"> 日本人労働者と外国人労働者とが、文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるよう努めること。

●解雇等の予防及び再就職の援助

1 解雇	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模の縮小等を行う場合であっても、外国人労働者に対して安易な解雇を行わないようにすること。
2 雇止め	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者に対して安易な雇止めを行わないようにすること。
3 再就職の援助	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合により離職する場合において、当該外国人労働者が再就職を希望するときは、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めること。
4 解雇制限	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間等、労働基準法の定めるところにより解雇が禁止されている期間があることに留意すること。
5 妊娠、出産等を理由とした解雇の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 女性である外国人労働者が妊娠し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならないこと。また、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

●労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

1 労働者派遣	<ul style="list-style-type: none"> 派遣元事業主は、労働者派遣法を遵守し、適正な事業運営を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 従事する業務内容、就業場所、派遣する外国人労働者を直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的な内容を派遣する外国人労働者に明示する 派遣先に対し、派遣する外国人労働者の氏名、雇用保険及び社会保険の加入の有無を通知する 等 派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは外国人労働者に係る労働者派遣を受けないこと。
----------------	---

<p>2 請負</p> <ul style="list-style-type: none"> • 請負を行う事業主にあっては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守すること。 • 雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所内である場合には、当該注文主が当該外国人労働者の使用者であるとの誤解を招くことのないよう、当該事業所内で業務の処理の進行管理を行うこと。また、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活支援等の職務を行わせること。 • 外国人労働者の希望により、労働契約の期間をできる限り長期のものとし、安定的な雇用の確保に努めること。 						
<p>●外国人労働者の雇用労務責任者の選任</p> <p>外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者として選任すること。</p>						
<p>●外国人労働者の在留資格に応じて講すべき必要な措置</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項 </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 2 技能実習生に関する事項 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 3 留学生に関する事項 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るために留学生の採用も効果的であることに留意すること。 • 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 • インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 • アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。 </td> </tr> </table>	1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。 	2 技能実習生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。 	3 留学生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るために留学生の採用も効果的であることに留意すること。 • 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 • インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 • アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。
1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。 					
2 技能実習生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。 					
3 留学生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るために留学生の採用も効果的であることに留意すること。 • 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 • インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 • アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。 					
<p>●外国人労働者の在留資格に応じて講すべき必要な措置</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項 </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 2 技能実習生に関する事項 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 3 留学生に関する事項 </td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> • 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るために留学生の採用も効果的であることに留意すること。 • 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 • インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 • アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。 </td> </tr> </table>	1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。 	2 技能実習生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。 	3 留学生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るために留学生の採用も効果的であることに留意すること。 • 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 • インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 • アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。
1 特定技能の在留資格をもって在留する者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 出入国管理及び難民認定法等に定める雇用契約の基準や受入れ機関の基準に留意するとともに、必要な届出・支援等を適切に実施すること。 					
2 技能実習生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」等の内容に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組むこと。 					
3 留学生に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、企業の活性化・国際化を図るために留学生の採用も効果的であることに留意すること。 • 新規学卒者等として留学生を採用する場合、当該留学生が在留資格の変更の許可を受ける必要があることに留意すること。 • インターンシップ等の実施に当たっては、本来の趣旨を損なわないよう留意すること。 • アルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であることや資格外活動が原則週28時間以内に制限されていることに留意すること。 					

この指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策

参考

外国人の雇用に関するQ&A

●募集・採用時において

(Q1) 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。	<p>求人の募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。</p> <p>また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようしてください。</p>
(Q2) 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。	<p>外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります。</p> <p>また、採用決定後に在留カード等の提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとしてください。</p> <p>なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外です。</p>

●外国人雇用状況の届出について

(Q3) 届入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。	在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、届い入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかつたケースであれば、確認・届け出をしなかつたからといって、法違反を問われることにはなりません。
(Q4) 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。	指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。
(Q5) 短期のアルバイトで届い入れた外国人の届け出は必要ですか。	必要です。届入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。
(Q6) 届出期限内に同一の外国人を何度も届い入れた場合、複数回にわたる届入れ・離職をまとめて届け出ることはできますか。	可能です。届出様式は、届入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの届入れ・離職日を記入して提出してください。
(Q7) 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。	対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を得ていることも確認してください。

●社会保険などについて

(Q8) 外国人を雇用した場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。	労働保険や社会保険については、国籍に関わらず適用になります。
---	--------------------------------

参考

外国人雇用管理アドバイザーのご案内

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

ご相談時の主なアドバイス内容

- 労務管理、労働条件において、日本人と同じように対応しているかについて
- 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- 職場環境、生活環境への配慮について

- 15 -

(出典：厚生労働省 「外国人雇用はルールを守って適正に」)

参考

在留資格一覧表

※在留資格ごとに在留期間が定められています（平成31年4月1日現在）

●就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教 授	日本の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	大学教授等
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	作曲家、画家、著述家等
宗 教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う、自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は管理に従事する活動など	5年（1号）又は無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことが出来ないとされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、4月又は3月	企業等の経営者・管理者
法 律 ・ 会 計 業 務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	医師、歯科医師、看護師
研 究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、聴覚学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準する教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文 知 識 ・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する患者若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年又は3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年又は3月	外国の事業所からの転勤者
介 護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	介護福祉士
興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月又は15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技 能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦士、貴金属等の加工職人等
特 定 技 能 1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素材材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業）に属する相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）又は熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年（2号）、1年、6月又は4月（1号）	特定産業分野（左記14分野（2号は建設、造船・船用工業のみ））の各業務従事者

●身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者又は永住者等の子として日本で出生しその後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年又は6月	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	日系3世等

●その他の中留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国への移転を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るために、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
特定活動 EPAに基づく 外国人看護師・介護福祉士候補者、 ワーキングホリデーなど	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P6※2を参照して下さい）。	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

●就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～
出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。
(例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど)

※在留資格については、法務省地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

参考

高度人材に対するポイント制について

ポイント制とは高度人材（就労が認められている外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる外国人）の受け入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

制度の詳しい内容は法務省出入国在留管理局のホームページを参照してください。

参考 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧

外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーでは、専門的・技術的分野の外国人や外国人留学生を積極的に採用したい事業主の方からのご相談に無料で応じておりますので、ご活用ください。

専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

外国人雇用サービスセンター		所在地	電話番号
東京	東京外国人雇用サービスセンター	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03-5339-8625
愛知	名古屋外国人雇用サービスセンター	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階	052-855-3770
大阪	大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階	06-7709-9465
福岡	福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 ※ 2019年8月開設予定 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608

留学生の採用に関するご相談

新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）		所在地	電話番号
北海道	札幌新卒応援ハローワーク	〒060-0721 札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル5階	011-200-9923
宮城	仙台新卒応援ハローワーク	〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン12階	022-726-8055
茨城	土浦新卒応援ハローワーク	〒300-0805 土浦市宍塙1838土浦労働総合庁舎2階	029-822-5124 (32#)
埼玉	埼玉新卒応援ハローワーク	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-4エクセルト大宮ビル6階	048-650-2234
千葉	千葉新卒応援ハローワーク	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181 (45#)
千葉	まつど新卒応援ハローワーク	〒271-0092 松戸市松戸1307-1松戸ビル3階	047-367-8609 (48#)
東京	東京新卒応援ハローワーク	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階	03-5339-8609
神奈川	横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045-312-9206
新潟	新潟新卒応援ハローワーク	〒950-0901 新潟市中央区弁天2-2-18新潟KSビル2階	025-241-8609
石川	金沢新卒応援ハローワーク	〒920-0935 金沢市石引4-17-1石川県本多の森庁舎1階	076-261-9453
静岡	静岡新卒応援ハローワーク	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル9階	054-654-3003
愛知	愛知新卒応援ハローワーク	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25ヤマイチビル9階	052-855-3750
三重	みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 三重県津市羽所町700アスト津3階	059-229-9591
京都	京都新卒応援ハローワーク	〒601-8047 京都府京都市南区東九条下殿田町70京都テルサ西館3階	075-280-8614
大阪	大阪新卒応援ハローワーク	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル18階	06-7709-9455
兵庫	神戸新卒応援ハローワーク	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3神戸クリスタルタワー12階	078-361-1151
岡山	おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階	086-222-2904
広島	広島新卒応援ハローワーク	〒730-0011 広島市中区基町12-8宝ビル6階	082-224-1120
香川	高松新卒応援ハローワーク	〒760-0054 高松市常盤町1-9-1しごとプラザ高松内	087-834-8609
福岡	福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階	092-716-8608
長崎	長崎新卒応援ハローワーク	〒852-8108 長崎市川口町13-1長崎西洋館3階	095-819-9000



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局又はハローワークへ
お気軽にお問い合わせください。

(出典：厚生労働省 「外国人雇用はルールを守って適正に」)

4. 実習実施者が技能実習に際して、配慮すべき事項《実習実施者》

(1) 実務に関する配慮すべき事項

①受入れ前の職務経歴の把握

技能実習生は、不慣れな日本において、自動車整備作業に従事するため、技能実習開始当初から十分なコミュニケーションをとることが難しいと考えます。

現地でセレクションを実施する際は、監理団体と一緒に現地へ足を運び、面接や簡単な実技試験を行うなどして、これまでの職務経歴や現時点のスキルを確認することが望ましいです。

また、現地まで足を運ぶことが難しい場合は、インターネット電話サービス等を活用して、面接や簡単な実技試験を行うことが望ましいです。

なお、人材のミスマッチを避けるためにも、実習実施者からも仕事内容、職場環境、生活環境等について、できる限り詳しい情報を監理団体へ提供することも重要と考えます。

②自動車整備の必要性・正確性の理解

協議会において実施した訪問ヒアリング調査の範囲（以下、「訪問ヒアリング調査」という。）において、送り出し国によっては、自動車整備作業の必要性・正確性について理解されにくいことが分かりました。外国人技能実習制度の目的が、「我が国で培われた技能、技術等の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与すること」であることを踏まえると、「なぜこのような作業が必要なのか」「なぜこの手順で行うのか」というところまで踏み込み、一つ一つの作業を覚えさせることができます。

このため、技能実習を通じて、日本の自動車点検・整備作業、点検及び車検制度の学習ができる環境づくりやサポートを行うことが望ましいです。

参考資料3として、日本における自動車の点検整備・検査制度について掲載しておりますので、参考としてください。

③報告・連絡・相談のルール化

監理団体・実習実施者と技能実習生間において、特に日本語でのコミュニケーションが難しいと言われている入国初期段階（第一号技能実習生等）では、報告・連絡・相談のルール化が大変重要になります。

ヒアリング調査において、監理団体・実習実施者から、技能実習生はミスなどを起こした場合に、実習実施者に怒られることをおそれて報告・連絡することをためらう傾向にあるとの意見が聞かれました。

このため、技能実習生には「自動車の整備ミスは事故に繋がるおそれがあることから、失敗することよりも、失敗したことを報告しないことが、最も悪いこと。」であることを丁寧に説明し、十分理解させる必要があります。

また、同じヒアリング調査において、相談先として、特に入国初期段階（第一号技能実習生

等）では、日本語に不慣れなため、実習実施者に直接相談するよりも、通訳スタッフがいる監理団体を頼りにしていることが分かりました。

このため、監理団体と連絡を密にして定期的に情報収集に努めるとともに、技能実習生に対しても、月に1～2回程度の頻度で、住宅に訪問するなど、適宜、様子を伺うことが望ましいです。

なお、生活面に問題がある場合には、監理団体と連携して問題解決に取り組む必要があります。

④日本語の理解

訪問ヒアリング調査において、技能実習生が戸惑う日本語として、副詞が理解できないことが分かりました。

例えば、「ちょっと」という言葉を使用すると思いますが、技能実習生からするとどの程度なのかが理解できません。

このため、指導する際は、できる限り具体的に説明をすることを心掛ける必要があります。

また、同じ訪問ヒアリング調査において、漢字を含む文章への理解力が乏しいことが分かりました。作業内容を解説した資料やコンピュータ診断等の書類に漢字が多いと理解できないことが予想されます。

このため、実習実施者に対し、技能実習生から質問されたときは、その都度、説明をすることを心掛ける必要があります。

なお、日本語の習得は職場における事故防止等の安全面の確保や実習実施者とのコミュニケーションの活性化にも繋がることから、技能実習第二号終了時（入国後3年）において、基本的な日本語を理解する程度（日本語能力試験レベルN4相当）を目標に、監理団体の協力の下、技能実習を通じ日本語学習ができる環境づくりのためのサポートを行うことが望ましいです。

更に、日本語の勉強成果を確認する目的から、本来の目的である技能実習に影響のないことを前提として、毎年7月と12月の第1日曜日に開催されます日本語能力試験を受験されることも検討してください。

⑤自動車の運転

日本では、道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の道路をいう。以下、本項目において同じ。）において、自動車又は原動機付自動車の運転を行うには、同法64条（無免許運転等の禁止）により、何人も同法第84条（運転免許）第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで運転をしてはならないと定められています。

例えば、実習実施場所の敷地内において、自動車を洗車場まで移動する際に技能実習生に運転を行わせる場合であっても、仮にそこが道路に該当する場合には、無免許運転に繋がるおそれがあり得ます。

また、仮に、道路以外の実習実施場所の敷地内において、自動車の運転をさせるとしても、万が一の不測の事態が発生するリスクが考えられることから、技能実習に自動車の運転を行わせることを禁止することが望ましいです。

なお、運転免許を取得させる場合には、本来の目的である技能実習に影響のないことを前提に、監理団体、技能実習生と調整してください。

⑥指導を重ねても改善が見られない技能実習生への対応

文化の理解やコミュニケーション不足等によるモチベーション低下が技術の習得に影響を与える要因の1つと考えられます。このため、指導を重ねても改善が見られない技能実習生がいる場合は、次項「(2) 生活等に関する配慮すべき事項」も参考に職場環境に問題がないかを確認することも必要です。

(2) 生活等に関する配慮すべき事項

①文化の理解（習慣、風習、宗教等）

技能実習生を受け入れるにあたり、送り出し国との文化との違いを理解することは非常に重要です。送り出し国との習慣、風習、宗教等は当然のことながら、特有の感じ方（責任の感じ方、もてなしの感覚、贈り物を受け取る感覚）や文化的な背景（時間管理、集団協調性、階級意識、プライドに関する考え方）などに違いがあるため十分注意し、配慮することが重要です。

また、入国前又は入国後講習において、監理団体において日本での生活一般に関する知識についての講習を行いますが、技能実習生が早期に日本の習慣・生活を覚えることは、円滑な技能実習にも繋がるため、監理団体の協力の下、技能実習を通じ日本での生活一般に関する知識の学習ができる環境づくりのためのサポートを行うことが望ましいです。

参考：日本の生活一般に関する知識を学習するための教材の1つとして、公益財団法人国際研修協力機構から「日本の生活案内」が販売されています。

「公益財団法人 国際研修協力機構 教材・テキスト」
<https://www.jitco.or.jp/ja/service/material/>
→日本の生活案内

②コミュニケーションの工夫

技能、技術及び知識の修得等を促進するには、技能実習生が元気で過ごせる環境整備が重要となります。

このため、技能実習生と接するにあたっては、配慮すべきことは多々ありますが、やはり、積極的にコミュニケーションを図ることを心掛けることが必要と考えます。親身になって対応し指導を行うことはもちろんのこと、他の社員や同僚の理解も必要であり、技能実習生を温かく迎え入れ教育し、時にはフォローをするような体制づくりが大切となります。

また、訪問ヒアリング調査において、技能実習生は自国の家族とのコミュニケーションが最も大切にしており、その手段として、インターネット電話サービスを活用していることが分かりました。このため、インターネット電話サービスの活用には、インターネット接続環境整備の手配や準備並びに使用料には費用がかかることから、その負担額については、あらかじめ監理団体と調整の上、技能実習生に十分説明した上で、同意を得ることが必要です。

③健康管理

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条）等に基づき、実習環境を整備することで、技能実習生の安全と健康を図る必要があります。具体的には次の取組が求められます。

- ・安全衛生管理体制の整備
- ・雇入れ時及び作業に応じた安全衛生教育の実施
- ・就業制限業務と必要な資格の取得
- ・健康診断と健康の確保
- ・健康診断結果の記録、通知及び事後措置の必要性の確認と措置
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導
- ・メンタルヘルス対策の推進
- ・労働者の危険又は健康障害防止措置
- ・職種、現場等の特性を踏まえた安全衛生対策の推進
- ・技能実習生の死亡又は労働災害が発生した場合の対応
- ・安全衛生に関する内容であって、労働基準監督署に報告義務があるものの確認と報告

また、技能実習生の保護を図る目的から、技能実習生の健康維持や緊急時の対応などについて、監理団体の協力の下、技能実習を通じ健康管理全般に関する学習ができる環境づくりのためのサポートを行うことが望ましいです。

参考：健康管理に関する知識を学習するための教材の 1 つとして、公益財団法人国際研修協力機構から「外国人技能実習における健康管理のしおり」が販売されています。

「公益財団法人 国際研修協力機構 教材・テキスト」
<https://www.jitco.or.jp/ja/service/material/>
→外国人技能実習における健康管理のしおり

5. 技能実習生の保護に関する事項【監理団体】《実習実施者》

(1) 禁止事項

監理団体・実習実施者を対象に、技能実習生の保護を図るため、技能実習の強制、違約金設定、旅券又は在留カードの保管等に対する禁止事項が定められており、これに違反した場合の罰則に関する規定が定められているところです。

[対象となる監理団体・実習実施者（用語の定義）]

実習監理者等 (技能実習法第46条から第48条)	実習監理（団体監理型実習実施者と技能実習生の雇用関係あつせんや技能実習の実施に関する監理）を行う者またはその役員・職員
技能実習関係者 (技能実習法第48条)	技能実習を行わせる者もしくは実習監理を行う者またはこれらの役員・職員
実習実施者等 (技能実習法第49条)	実習実施者もしくは監理団体またはこれらの役員・職員

[禁止行為]

技能実習の強制 (技能実習法第46条)	○ 実習監理者等は、暴行・脅迫・監禁等により技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。 ○ 実習実施者については、技能実習生の使用者に該当することから、労働基準法第5条の対象となる。 ☆ 違反した場合、1年以上10年以下の懲役または20万円以上300万円以下の罰金！
賠償予定 (技能実習法第47条第1項)	○ 実習監理者等は、技能実習に関する契約不履行について、違約金を定め、損害賠償額を予定する契約をしてはならない。また、技能実習生だけでなく、配偶者・親族等を対象とする契約も禁止。 ○ 実習実施者については、労働基準法第16条の対象となる。 ☆ 違反した場合、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金！
強制貯蓄 (技能実習法第47条第2項)	○ 実習監理者等は、技能実習契約に付随して貯蓄・貯蓄金管理の契約をさせてはならない。 ○ 実習実施者については、労働基準法第18条の対象となる。 ☆ 違反した場合、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金！
在留カードの保管 (技能実習法第48条第1項)	○ 技能実習関係者は、技能実習生の旅券・在留カードを保管してはならない。 ☆ 技能実習生の意思に反して保管した場合、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金！
外出制限等 (技能実習法第48条第2項)	○ 技能実習関係者は、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。 ☆ 6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金！
申告に対する不利益な取り扱い (技能実習法第49条第2項)	○ 実習実施者等は、申告を理由として技能実習生に対して不利益な取り扱いをしてはならない。 ☆ 6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金！

（2）相談体制の構築

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のためには、実習実施者や監理団体が技能実習関係法令に従って適切な技能実習、監理事業を行うことが重要となります。

また、入国する技能実習生は、技能、技術及び知識の修得等をするにあたって、様々な困難に直面することが想定されますが、技能実習生の受入れを担う実習実施者や監理団体が、技能実習生の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことが必要となります。

なお、外国人技能実習機構において、母国語による相談窓口（電話、メール等）を整備しており、生活面や技能実習面での様々な問題についての対応を行っていますので、当該情報については、入国時に技能実習生に配付する技能実習生手帳にも記載しているため、入国後講習において、法的保護に必要な情報の科目を行う際に、技能実習生に対して技能実習生手帳を使用して確実に周知することも必要となります。

（3）転籍の支援

監理団体や実習実施者の事情により、技能実習生に対して技能実習を継続することが困難となった場合、技能実習生が円滑に他の実習実施者や監理団体へ転籍することができなければ予定していた技能実習を行うことができず、途中帰国を余儀なくされることとなります。

このため、このような事態を防止するため、実習実施者や監理団体が、①技能実習の継続が困難となった際、②事業の休廃止等の届出をする際に、実習実施者や監理団体が責任を持つて、他の実習実施者や監理団体等との連絡調整その他の必要な措置を講じ、技能実習生の円滑な転籍の支援を図ることが義務付けられています。

実習実施者・監理団体が次の実習先を確保しようとする際は、外国人技能実習機構が運営する「監理団体向け実習先変更支援サイト」を利用することができます。

「監理団体向け実習先変更支援サイト」

<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>

技能実習生向け相談業務の実施

1. 技能実習生への相談対応

技能実習生に対する支援として、外国人技能実習機構は、技能実習生からの様々な相談に対応します。

相談等に当たっては、「母国語相談」を用意し、曜日を決めて主要な言語による電話、メール等で相談対応を実施するとともに、地方事務所においても相談対応を行います。

2. 技能実習法第49条第1項の申告

機構では、技能実習生の母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告への対応を行うことができます。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいいます。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされています。

3. 母国語相談の受付日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告及び相談を行うことができます。電話はフリーダイヤルです。

対応言語	受付日時	電話番号 ※ 受付日以外は留守番電話で受け付けています	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月～金 11:00～19:00	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月・水・金 11:00～19:00	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火・木 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火・土 11:00～19:00	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火・土 11:00～19:00	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木・土 11:00～19:00	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	金 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

手紙の送付先：〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階
外国人技能実習機構技能実習部援助課

(出典：外国人技能実習機構HP 「技能実習生向け相談業務の実施」)

技能実習生向け相談業務の実施

4. 地方事務所・支所での相談対応について

地方事務所・支所の業務時間（9:00～17:00）で、電話又は来所いただくことによりご相談に応じます。

なお、通訳人が必要な場合については、相談開始にお時間をいただく場合があります。

外国人技能実習機構地方事務所の担当区域及び所在地等

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6470
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目4番1号 仙台奥和ビル12階 ☎022-399-6326
東京事務所	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	〒108-8203 東京都港区港南一丁目6番31号 品川東急ビル8階 ☎03-6433-9211
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目2番40号 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8852
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361番地 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目15番32号 日建・住生ビル5階 ☎052-684-8402
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル12階 ☎076-471-8564
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3351
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目1番9号 広島共立ビル3階 ☎082-207-3123
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門町1番1号 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4070
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畠町1番7号 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

(出典：外国人技能実習機構HP 「技能実習生向け相談業務の実施」)

6. 監査・訪問指導【監理団体】《実習実施者》

(1) 実習実施者への監査・訪問指導【監理団体】《実習実施者》

監理団体は業務の実施の基準に従って、技能実習を行う実習実施者に対し監査及び訪問指導を行い、その結果を外国人技能実習機構へ報告しなければなりません。

①定期監査

頻度は3か月に1回以上として、監査は以下の方法とされています。

- ・技能実習の実施状況の実地確認
- ・技能実習責任者及び技能実習指導員から報告
- ・技能実習を行わせている技能実習生の4分の1以上
(技能実習生が2人以上4人以下の場合は2人以上)との面談

- ・実習実施者の事業所の設置、帳簿書類等の閲覧
- ・技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

また、過去の実習実施者の不正行為として、a.賃金の不払い、b.過重労働、c.技能実習計画と異なる作業への従事、d.実習実施者以外の事業者での作業従事、e.入国後講習期間中であるにも関わらず作業に従事させるなどの様々な事例が認められていますので、監査を実施する際は、このような点にも配慮してください。

なお、定期監査を行った場合は、その結果を、監査報告書により、監査対象の実習実施者の住所地を管轄する外国人技能実習機構地方事務所・支所へ速やかに報告する必要があります。

②臨時監査

技能実習計画の認定の欠格事由が発覚した場合に実施し、定期監査と同様の手法で実施する必要があります。

また、a.実習実施者が技能実習計画に従って技能実習を行っていない等の情報を得たときはもとより、b.実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき、c.実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たときなどにも行うことが求められます。

監理団体は、臨時監査を行った場合は、その結果を、監査報告書により、監査対象の実習実施者の住所地を管轄する外国人技能実習機構地方事務所・支所へ速やかに報告する必要があります。

③訪問指導

第一号技能実習者（入国して1年目）がいる場合、監査とは別に、1か月に1回以上の頻度で、実習実施場所に訪問し、技能実習の実施状況の実地確認を行うとともに、技能実習計画に基づき技能実習を適正に行わせるよう指導を行う必要があります。

このため、訪問指導にあたっては、技能実習計画の作成を指導した担当者が行う事が望まし

いです。

監理団体は、訪問指導を行った場合は、指導の内容を記載した訪問指導記録書を作成し、実習実施者の事業所に備え付けるとともに、その写しを事業報告書に添付し、年に1度外国人技能実習機構本部へ提出する必要があります。

（2）外部役員等による監理団体への外部監査【監理団体】

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を実現するためには、監理団体が実習実施者に対して指導や監督を適正に実施することを担保し、監理団体が中立的な業務の運営を行うことが不可欠です。

一方で、監理団体が、実習実施者を指導や監理するに際し、中立的な業務の運営を行うことが難しい側面も存在することも事実です。

このため、指定外部役員又は外部監査人による監査のいずれかの措置を監理団体が講じることを技能実習法で義務付けています。

なお、外部監査実施後に、監理団体に対し外部監査報告書が提出されるので、監理事業を行う事業所に備えて置かなければなりません。

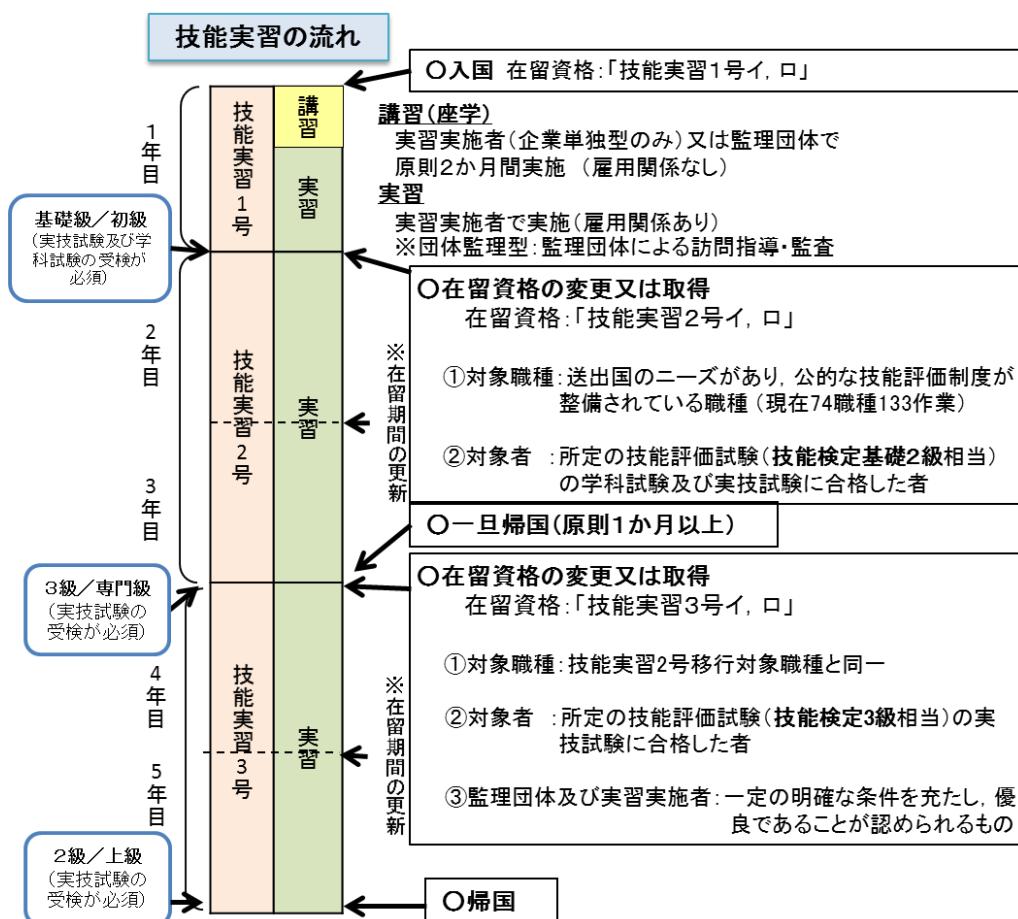
7. 技能実習評価試験【監理団体】

外国人技能実習制度は、開発途上地域等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能、技術及び知識を移転する制度です。

このため、技能実習計画において、技能実習生が、それぞれ第一号、第二号又は第三号の各段階を修了した際に、技能実習評価試験に合格することを目標に定めることとしています。

よって、第二号又は第三号技能実習へ移行し、3年ないし5年の技能実習を行わせるにあたっては、技能実習計画で目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格しなければ、次の段階の技能実習に進めないという仕組みとなっています。

[技能実習の流れ]



(出典：法務省・厚生労働省 「新たな外国人技能実習制度について」)

(1) 自動車整備職種における技能実習評価試験

自動車整備職種の技能実習評価試験は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が試験実施機関となり、外国人自動車整備技能実習評価試験として実施しています。

外国人自動車整備技能実習評価試験の詳細は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会ホームページより確認することができます。

「外国人自動車整備技能実習評価試験」

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/expat/index.html>

(2) 外国人自動車整備技能実習評価試験の概要

自動車整備職種における外国人自動車整備技能実習評価試験の合格基準や受験資格等については次のとおりとなります。

[外国人自動車整備技能実習評価試験レベル一覧表（初級・専門級・上級）]

名 称		外国人自動車整備 技能評価試験 初級	外国人自動車整備 技能評価試験 専門級	外国人自動車整備 技能評価試験 上級
活用目的		技能実習1年目の習得 技能等の評価		技能実習3年目の習得 技能等の評価
学科 試験	言 語	日本語(ひらがな分かち 書き+ヘボン式ローマ 字)	日本語（漢字かな交じり+漢字にルビ）	
	解答方法	真偽法(○×式)	真偽法(○×式)	多肢択一法
	問題数	20問	30問	40問
	試験時間	60分	80分	
実技 試験	試験方法	初級、専門級：製作等作業試験 上級：製作等作業試験+判断等試験		
	試験時間	30分	33分	47分
合格基準		【学科試験】初級：60%以上の正答数 専門級、上級：65%以上の正答数 【実技試験】初級、専門級：60%以上の得点 上級：60%以上の得点 ただし、上級の場合にあっては、製作等作業試験、判断等試験のいずれかの得点が40%未満の場合は不合格となる。		
判定期間		試験後3~7日		
受験資格		実務経験2ヶ月以上	第二号技能実習の開始 日から実務経験16ヶ月以上	第三号技能実習の開始 日から実務経験12ヶ月以上
評価する技能 レベル		職種ごとの基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識のレベル (技能検定基礎級相当)	職種ごとの初級の技能 労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識のレベル (技能検定3級相当)	職種ごとの中級の技能 労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識のレベル (技能検定2級相当)

(出典：一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 「外国人自動車整備技能実習評価試験レベル一覧表（初級・専門級・上級）」)

（3）外国人自動車整備技能実習評価試験の流れ

監理団体は、技能実習法において、技能実習評価試験の受験手続の適切な実施を監理することが定められています。

円滑に次段階の技能実習への移行を図る必要があるため、地方入国管理局への在留資格変更許可申請の手続を行えるよう余裕を持って計画的に監理する必要があります。

①受検手続支援サイトへの登録

監理団体は、外国人技能実習機構の受検手続支援サイトに技能実習生の受検情報の登録を行います。受験情報は、次の期限までに登録する必要があります。

[提出期限]

- ・第一号技能実習生については実習が終了する6ヶ月前まで
- ・第二号技能実習生及び第三号技能実習生については実習が終了する12ヶ月前まで

②受験案内のお知らせ

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会では、外国人技能実習機構の受検手続支援サイトの登録済み受験情報を確認し、これを確認した段階で技能実習評価試験を実施する各都道府県自動車整備振興会から監理団体へ技能実習評価試験の受験の案内、振込通知書等がメールにて通知されます。

③受験申請書・受験票の提出

監理団体は、次の書類を取りまとめて、試験会場の各都道府県自動車整備振興会へ郵送します。

[提出書類]

- ・受験申請書※（必要事項を記入し、顔写真を貼付した状態）
- ・受験票※（必要事項を記入し、顔写真を貼付した状態）
- ・在留カードのコピー（受験申請書の裏面に貼付した状態）
- ・返信用封筒に貼付できる宛先を書いた用紙

※一般社団法人日本自動車整備振興会連合会ホームページよりダウンロードができます。

また、受験案内に記載されている口座に受験料を振り込むとともに振込通知書を一般社団法人日本自動車整備振興会連合会へFAXにて送付します。

④受験票の送付

受験申請書の提出と受験料の入金を確認後、試験会場の各都道府県自動車整備振興会から、

試験実施日の約7日前までに受験票が監理団体へ郵送されます。

試験の7日前になんでも受験票が届かない場合には、各都道府県自動車整備振興会担当者にお問い合わせください。

⑤試験の実施

技能実習生は、試験会場である各都道府県自動車整備振興会において受験します。

⑥試験結果の通知

合否結果が確定次第、試験会場の各都道府県自動車整備振興会から監理団体へ試験結果が郵送されます。監理団体は、郵送された合否結果の内容について、受験者である技能実習生に通知します。

⑦合格証書の交付

学科試験と実技試験の両方に合格した技能実習生に対し、試験会場の各都道府県自動車整備振興会から合格証書が発行され、監理団体に郵送されます。監理団体は、郵送された合格証書を受験者である技能実習生に通知します。

⑧不合格者の再試験

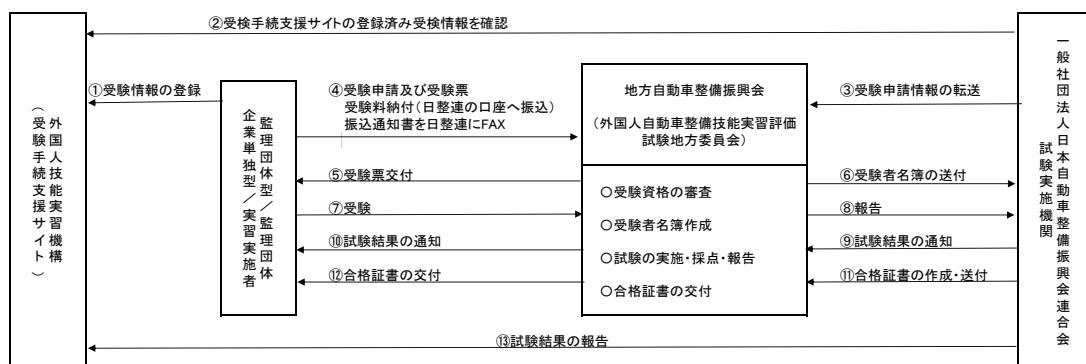
学科試験、実技試験の一方または両方の不合格者は、希望をすれば1回に限り再試験を受験することができます。再試験を希望する場合には、監理団体は、再受験申請書を当初受験した試験会場の各都道府県自動車整備振興会に郵送する必要があります。

受験料の費用振込先銀行口座名については、外国人自動車整備技能実習評価試験の案内にて通知されます。

なお、受験票は、試験会場である各都道府県自動車整備振興会にて再試験当日まで保管されます。以降、③～⑥の流れになります。

[試験の流れ]

[試験の流れ]



日整連では、外国人技能実習機構の受験手続支援サイトの登録済み受験情報を確認し、当該情報を地方自動車整備振興会に回付、地方自動車整備振興会から監理団体に「受験案内」と「振込通知書」をメールし、実技試験問題は郵送します。（この段階で「試験実施日・試験実施場所」を決めます。）

監理団体・実習実施者・技能実習生は「受験申請書」、「受験票」に所定の事項を記入のうえ、必要書類を添えて、地方自動車整備振興会に受験申請をして、受験案内に記載されている日整連の口座に受験料を振り込むとともに「振込通知書」を日整連にFAXしてください。

受験料の振込確認後に受験番号等を記入した「受験票」を返送します。

試験後、試験結果の通知を行い、学科試験と実技試験の両方に合格した受験者に対しては「合格証書」を交付します。

（出典：一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会HP 「試験の流れ」）

⑨受験料

受験料については、日本自動車整備振興会連合会のHPでご確認ください。

[参考：受験料（平成31年4月1日時点）]

区分	科目	料金 再試験も同額
初級	学科試験（必須試験）	19,000円
	実技試験（必須試験）	34,000円
専門級	学科試験（任意試験）	19,000円
	実技試験（必須試験）	34,000円
上級	学科試験（任意試験）	19,000円
	実技試験（必須試験）	34,000円

技能実習評価試験受験料については、「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」（平成29年法務省・厚生労働省公示第1号）により、実習実施者又は監理団体が負担することが明記されています。

また、「技能実習制度運用要領～関係者の皆さまへ～」において、技能実習評価試験の受験料等の費用がかかることを理由に、技能実習生の報酬の額を低くすることはできないことが明記されています。

技能検定試験又は技能実習評価試験の受検手続 の適切な実施は監理団体の法定義務です

○ 技能検定試験又は技能実習評価試験の受検手続について

実習実施者に対し、技能検定試験又は技能実習評価試験の受検時期の調整等、技能実習生が修得等した技能等の評価を行うに当たっての指導・助言を行うことは、監理団体が果たすべき責任として技能実習法第39条第2項により義務づけられています。

※ 1 技能実習法第39条第2項

監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習生が修得等をした技能等の評価を行うに当たっては、当該団体監理型実習実施者に対し、必要な指導及び助言を行わなければならない。

○ 技能実習計画認定の要件等について

技能実習は、技能検定等の合格を目標として実習を行うことから、第1号、第2号及び第3号技能実習のいずれの実習を修了する時点においても、「受検」自体は必須です。

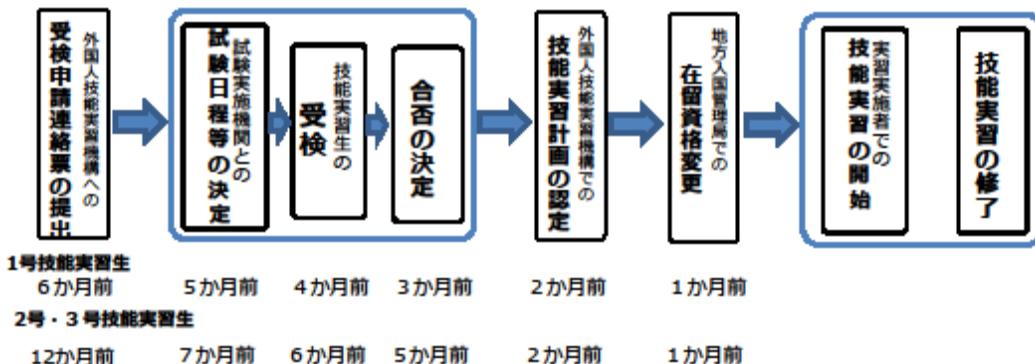
また、第2号及び第3号技能実習の計画認定には技能検定等の合格が必須要件であり、地方入国管理局への在留資格の変更許可申請には外国人技能実習機構の認定を受けた技能実習計画の添付が必須要件です。

※ 2 技能実習計画は、厚生労働省HPの各職種・作業の審査基準やモデル例に基づき作成してください。

また、技能実習においては、技能検定等の合格に必要な技能が修得できるよう、どのような技能検定等となるのか等をふまえながら実施してください。

各試験実施機関における技能検定試験等の受検には当日に対応可能な上限等があることから、適切な受検時期に受検を申し込み、受検する必要があります。

○ 技能実習実施の基本スケジュール



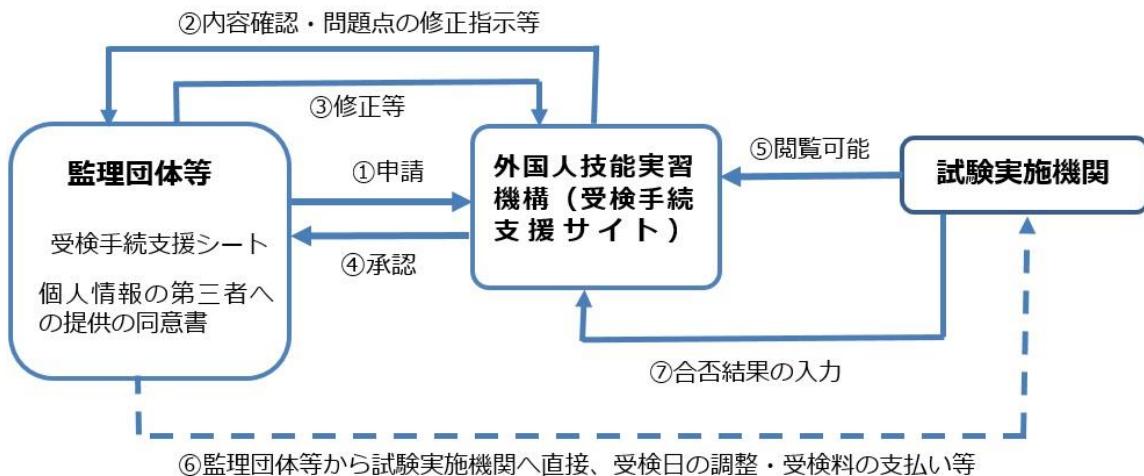
※ 試験実施日直前のキャンセルは、試験実施機関の円滑な試験の実施に支障をきたすほか、さらに別日程で試験実施を依頼した場合には、日程の再調整に時間を要し、在留期限に間に合わなくなる可能性も生じてくるため、厳に慎んでいただくようお願いします。

※ 第2号及び第3号技能実習の計画認定申請は、技能実習開始予定日の6か月前から可能です。また、原則として、開始予定日の3か月前までに申請を行うことが必要です。

(出典：外国人技能実習機構HP 「受検手続支援」)

外国人技能実習機構は、技能実習生が技能検定又は技能実習評価試験を受検する際の手続の支援を行います。

受検手続支援サイトでの手続き等について（イメージ）



受検手続支援については、原則として、

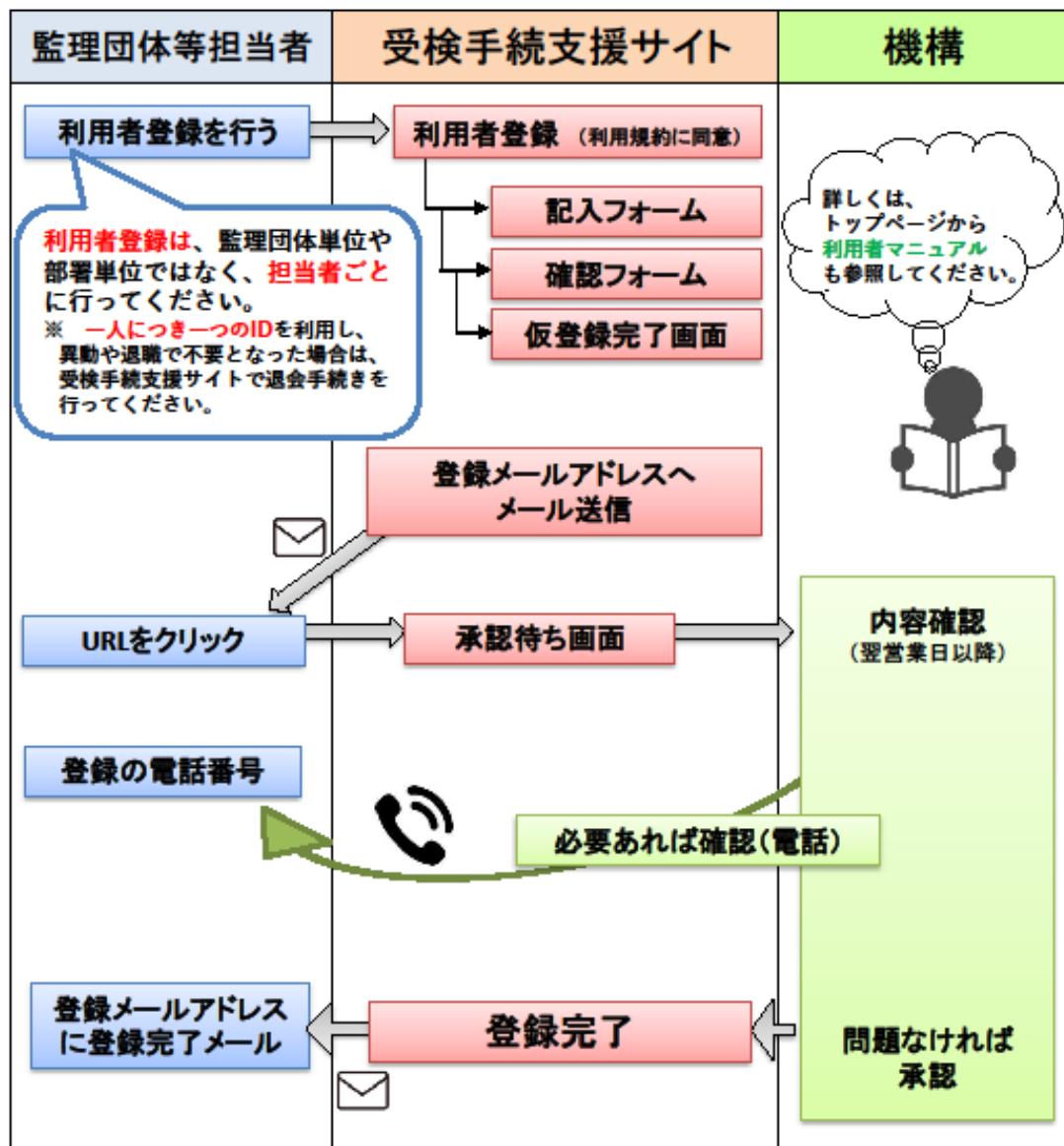
- ① 1号実習生（1年目） 実習が修了する6か月前まで
- ② 2号実習生（2～3年目） 実習が修了する12か月前まで
- ③ 3号実習生（4～5年目） 実習が修了する12か月前まで

を対象として支援を実施します



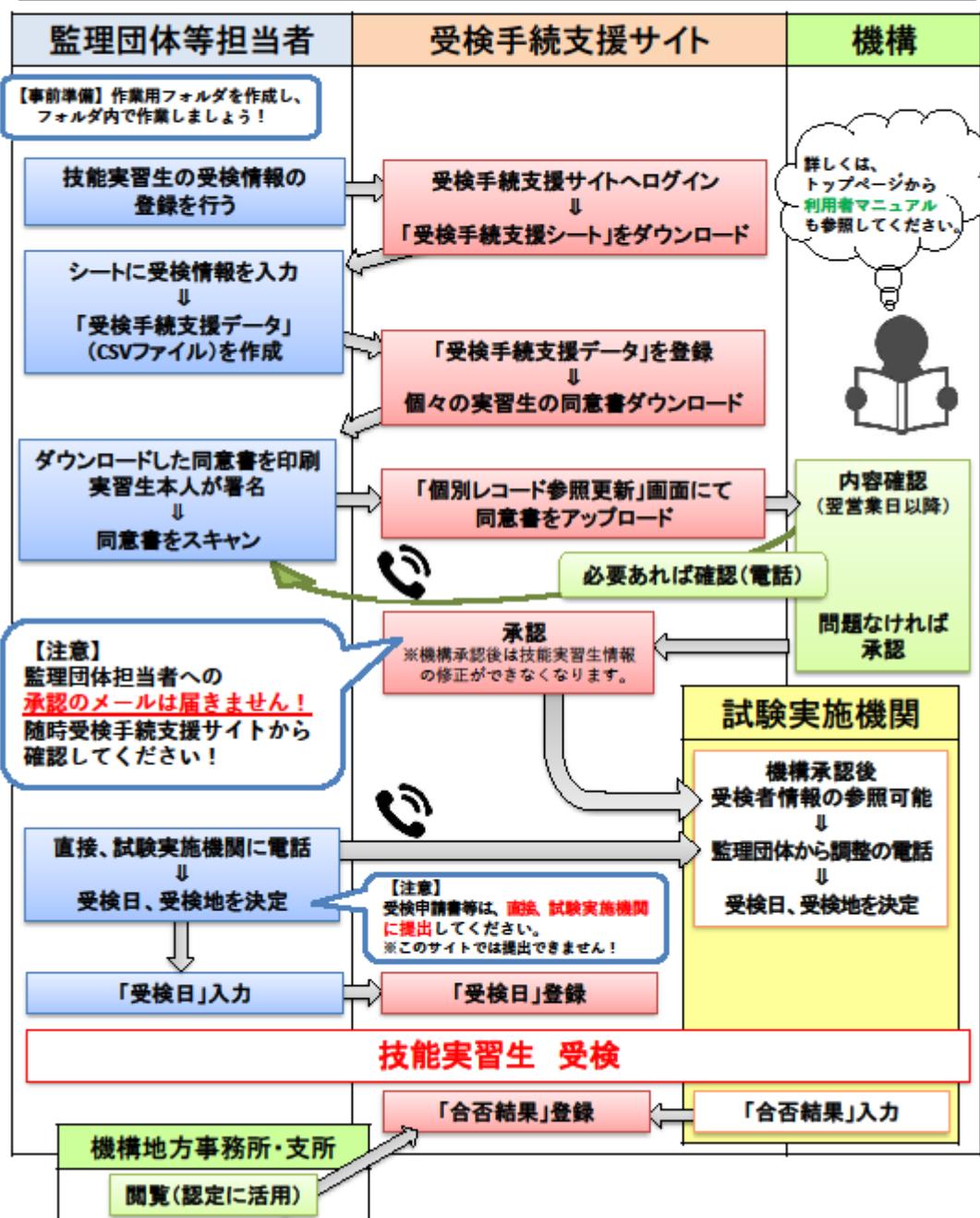
（出典：外国人技能実習機構HP 「受検手続支援」）

受検手続支援サイト利用者登録の流れ (初回のみ)



(出典：外国人技能実習機構HP 「受検手続支援」)

受検手続支援サイトでの支援の流れ



(出典：外国人技能実習機構HP 「受検手続支援」)

(参考資料 1) Q & A 集

Q 1 : 技能実習生から、高度な技術を要する点検整備や分解整備を行いたいと要望があった場合、実施させてもよいか。

A 1 : 技能実習計画審査基準には、必須業務、関連業務、周辺業務が定められており、その範囲から逸脱しなければ実施しても構いません。(2. (2) 参照)

高度な技術を要する点検整備で技能実習と認められる例（技能実習計画が認定されていることが前提です。）

- ・第三号技能実習における、スキャンツールを使用した故障診断作業

Q 2 : 送り出し国において、入国前に実技による講習を行ってもよいか。

A 2 : 入国前に実技による講習を行うことは可能ですが、技能実習法令で内容（日本語や生活一般に関する知識等）や方法（座学、見学）が規定されている入国前講習とはならないことに留意が必要です。

Q 3 : 怪我や病気により、技能実習計画どおりの技能実習が困難になった場合は、技能実習内容をどこまで変更できるのか。

A 3 : このような場合において、引き続き技能実習を行おうとするときには、技能実習計画の変更について、認定の申請又は届出が必要です。変更内容により手続きが異なりますので詳細については外国人技能実習機構の地方事務所・支所にお問い合わせください。なお、技能実習の継続が困難と認められた場合には、技能実習実施困難時届出書の提出が必要です。

Q 4 : 整理・整頓・清潔・清掃の観点から、技能実習生に草むしり、トイレ掃除や駐車場の掃除をさせててもよいか。

A 4 : 技能実習計画審査基準に定める周辺業務の構内清掃には該当しないことから、実施させることはできません。

Q 5 : 技能実習生が自動車の不具合を発見した場合、直接お客様に不具合の説明や修理を勧めててもよいか。

A 5 : 技能実習計画審査基準の範囲内の業務であり、当該技能実習生の認定された技能実習計画に記載されているものであれば問題ありません。

Q 6 : 整備作業を行うに当たり、資格・免許・特別講習教育が必要となる具体的な作業とはなにか。

A 6 : 下表を参考にしてください。

主な特別教育を必要とする業務 及び就業制限に係る業務	主な作業内容例	免許・資格・特別教育
アーク溶接	溶接、溶断作業	免許・資格が必要
ガス溶接		
フォークリフト	フォークリフトによる運搬作業	
ホイストクレーン	ホイストクレーンによる積卸作業	
玉掛け作業	つり上げ能力 1t 以上のクレーンによる積卸作業	
危険物取扱	一定数量以上の危険物の貯蔵、取扱作業 ^{※1}	
有機溶剤作業	特定化学物質の貯蔵、取扱作業 ^{※2}	
タイヤ空気充填作業	タイヤ空気充填作業 ^{※3}	特別教育が必要
自由研削砥石交換	卓上グラインダの砥石交換作業及び試運転	
低圧電気取扱業務	高電圧部の充電路の開閉器操作作業	

※1は、甲種又は乙種（ガソリン、軽油は第4類）の危険物取扱者の立ち会いがあれば作業が可能です。

※2は、有機溶剤作業主任者の指揮の下であれば作業が可能です。

※3は、組立を伴わない空気の補充作業は該当しません。

Q 7 : 技能実習生に、自動車整備士を受験させててもよいか。

A 7 : 受験させることは可能であるものの、技能実習計画審査基準の範囲以外の作業を実施することはできません。このため、自動車整備士試験を受験させるにあたり、本来の目的である技能実習から逸脱する行為は認められません。

なお、自動車整備士試験を受験させる場合には、本来の目的である技能実習に影響が生じないよう、技能実習生と調整してください。

Q 8 : 技能実習は、国家試験である自動車整備士試験の受験資格となる実務経験と解してもよいか。

A 8 : 技能実習生は自動車整備事業者と雇用契約を締結した上で、技能実習生として受け入れていることから、「自動車整備職種」における技能実習計画審査基準に定める業務を実施したことを確認できる場合は、自動車整備士試験の受験資格となる実務経験として認められます。

なお、実務経験として認められるか否かは、技能実習内容に左右されますので、必ず、その内容について、各地域にある自動車整備振興会に確認する必要があります。

Q 9 : 技能実習生から、自動車整備以外の業務を教えてほしいと要望があった場合、教えてもよいか。

A 9 : 技能実習計画審査基準の範囲内の業務であり、当該技能実習生の認定された技能実習計画に記載されているものであれば問題ありません。

Q 10 : 技能実習生を雇用するにあたって、雇入れ・離職時にどのような届出が必要となるか。また、技能実習生を雇用するにあたって、事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理はあるか。

A 10 : 技能実習生に限らず、外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。

ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

また、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」が、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）に基づき定められています。この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

参考：(厚生労働省) 外国人雇用はルールを守って適正に

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-kyouhō/000011655000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/456.pdf>

Q 11 : 有機溶剤を使用する際に「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）に基づく有機溶剤資格は必要か。

A 11 : 有機溶剤作業主任者の指揮の下であれば作業が可能です。

(参考資料2) 技能実習制度における自動車整備職種

(1) 自動車整備職種の追加

日本における自動車の定期点検や車検等による整備作業は、路上故障の未然防止など自動車の安全確保等に重要な役割を果たしています。

一方で、アジア地域をはじめとする諸外国では自動車の保有台数が大幅に伸びている中、車検等の制度整備や、故障の未然防止に繋がる点検整備に関する技能、技術の習得ニーズが高まっています。

このニーズに対応するため、平成28年4月に外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図ることを目的とする外国人技能実習制度の職種に自動車整備が追加されるとともに、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会において外国人自動車整備技能実習評価試験を創設されました。

外国人技能実習制度を活用した自動車整備技能・技術の移転により、開発途上地域等において日本の点検整備や車検制度に精通した人材が育成され、開発途上地域等への輸出・販売が拡大している日本車の優れた性能の維持や、自動車の安全の確保が図られるほか、日本型の車検制度等のソフトインフラ輸出にも繋がります。

(2) 国土交通大臣が告示で定める基準

自動車整備作業については、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る目的として、実習の内容に関する基準、技能実習を行うための体制及び監理団体の業務の実施に関する基準を定めています。

制度の円滑な運用が図られることを目的として、基準解説などを記載した「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領～自動車整備職種の自動車整備作業の基準について～」を作成し、国土交通省・法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構HPにて公表していますので詳細はそちらをご確認ください。

「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領～自動車整備職種の自動車整備作業の基準について～」

<http://www.mlit.go.jp/common/001183620.pdf>

1) 技能実習の内容に関する基準

入国後講習又は入国前講習のいずれかにおいて、自動車整備作業に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させるものに限る。）を実施すること。

[国土交通大臣が指定する教材]

- 基礎自動車整備作業

- 外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本

※「基礎自動車整備作業」は、各地域にある自動車整備振興会が販売しています。

「基礎自動車整備作業」

https://www.jaspa.or.jp/association/publication/book_kkseibi.html

各地域にある自動車整備振興会の所在地等についてはこちらから確認できます。

<https://www.jaspa.or.jp/association/>

※「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のHPで公表されています。

「外国人技能実習制度自動車整備職種 安全衛生教本」

<https://www.jaspa.or.jp/Portals/0/resources/jaspahp/user/expat/pdf/015.pdf>

2) 技能実習を行わせる体制の基準

- ① 第1、2号技能実習の技能実習指導員が、技能実習法規則第12条第1項第2号※に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに該当する者であること。
 - 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者
- ② 第3号技能実習の技能実習指導員が、規則案第12条第1項第2号※に規定する要件に該当するほか、次のいずれかに 該当する者であること。
 - 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - 二級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者
- ③ 技能実習を行わせる事業所が、道路運送車両法第78条第1項の規定に基づき地方運輸局长から自動車分解整備事業の認証（対象とする自動車の種類として二輪の小型自動車のみを指定されたもの及び対象とする業務の範囲を限定して行われたものを除く。）を受けた事業場であること。

※技能実習法規則案第12条第1項第2号

技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能、技術及び知識について5年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。

- イ 技能実習法第10条第1号から第7号まで又は 第九号に該当する者
- ロ 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ハ 未成年者

3) 監理団体の業務の実施に関する基準

技能実習計画の作成の指導について、次の各号のいずれかに掲げる者に担当させることとしていること。

- 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者
- 三級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者
- 自動車検査員の要件を備える者
- 自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者

はじめに

どうして！？壊れてもいい自動車を点検し、整備するのか？

1. クルマを構成する部品は消耗品です！

- 使うことで摩耗・損傷（ベアリング、ベルト類、タイヤ等）
- 使わなくとも劣化（バッテリ、オイル類等）
- 使い方によって摩耗・損傷（タイヤ、クラッチ、ブレーキ部品等）

突然！壊れたら…

2. 周囲にも影響を与えます！

- 大渋滞を引き起こす。
- 事故につながる。
- 他人の命を脅かす。



3. 安全が優先です！

- 自動車を安全に使用するためにも、日常的に点検し整備する必要があります。

道路運送車両法の概要

● 道路運送車両法の構成

道路運送車両法は、自動車の安全性の確保及び公害の防止を図り、適正な使用を期するため、自動車の検査、登録の制度設けるとともに、自動車の整備及び整備事業を規制する法律であって、その柱として6つあります。

1) 総 則

道路運送車両の目的を定めるとともに、自動車等について定義しています。

2) 自動車の登録等

自動車の実態把握、盗難防止といった行政上の目的のみならず、登録することにより所有権を第三者に対抗できるという公証制度を採用し、これにより、自動車を目的とする私法関係の安全を図っています。

3) 道路運送車両の保安基準

車両の構造及び装置並びに乗車定員又は最大積載量について、保安上又は公害防止上必要な最低限の技術基準を定め、それに合致していることを運行要件として、自動車の安全の確保及び公害の防止を図っています。

4) 道路運送車両の点検・整備

自動車は、保安基準に適合していることが運行要件とされており、道路運送車両法では、自動車を点検・整備し保安基準に適合するよう維持する責任は自動車使用者にあるとし、具体的な点検・整備として、自動車の使用者等は日常点検整備と定期点検整備を行わなければならないこととされています。また、不正改造車を排除するため、不正改造等の行為そのものを禁止しています。

5) 道路運送車両の検査等

国が客観的な安全・環境基準（保安基準）を設け、個々の自動車がこの基準に適合するかどうかを確認するの「自動車の検査」です。

なお、自動車検査に関する事務のうち自動車が保安基準に適合するかどうかの審査事務は中立的な立場で厳正かつ公正に行うことを目的に設立された独立行政法人自動車技術総合機構により実施しています。

6) 自動車の整備事業

自動車分解整備事業者は、自動車の分解整備を行ったときは分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない重大な責務を負っています。

また、一定以上の設備、技術及び管理組織を有する指定自動車整備事業者においては、自動車の継続検査及び一部車種の新規検査の際、保安基準適合証を提出することにより、現車を検査場に持ち込むことなく自動車検査証の有効期間の更新等を受けることができるようになっています。

このように、自動車の運行の安全と自動車による公害防止に重要な役割を有する自動車分解整備事業者等については、道路運送車両法において、その事業体制の適正化を確保するための所要の規定が設けられています。

自動車の運行に際して

- **自動車の構造及び装置等が保安基準に適合していない自動車は、運行に使用してはなりません。**

第40条（自動車の構造）

自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(1)～(9) 略

第41条（自動車の装置）

自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(1)～(20) 略

第42条（乗車定員又は最大積載量）

自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- **国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車でなければ、運行に使用してはなりません。**

第58条（自動車の検査及び自動車検査証）

自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けていなければならない。

- **自動車の使用者は、有効な自動車検査証の交付を受け、ナンバープレートを表示した時から、その自動車の点検・整備を実施する「義務」が発生しており、保安基準に適合するよう維持しなければなりません。**

第47条（使用者の点検及び整備の義務）

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

日常点検整備

- **自動車の使用者は、長距離を走行する時・洗車を行う時・あるいは給油を行う時等を目安に、国土交通省令で定める技術上の基準により、自らが責任を持って自動車の「日常点検」を実施しなければなりません。**

第47条の2（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- **荷物を運ぶトラック、人を輸送するバス等の自動車は、1日1回「運行の開始前」に使用者又は運転者が日常点検を実施しなければなりません。**

2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

- **日常点検の結果、保安基準に適合しない・しなくなるおそれのある場合には、必要な整備をしなければなりません。**

3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

定期点検整備

- ▶ 定期点検を実施するのも「自動車の使用者の義務」となり、車種ごとに定められた時期に定められた点検を実施しなければなりません。

〈参考〉

3月毎実施:事業用（青ナンバー）のトラック・バス・ハイヤー、自家用（白ナンバー）の乗車定員11人以上・車両総重量8t以上の自動車、乗用車を除くレンタカー

6月毎実施:乗用車のレンタカー、自家用（白ナンバー）の貨物自動車（乗車定員11人以上・車両総重量8t以上を除く。）

1年毎実施:自家用乗用車、軽自動車、二輪自動車



例：自家用（白）ナンバー



例：事業用（青）ナンバー

第48条（定期点検整備）

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
- (2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年

自動車の検査

- ▶ **自動車の検査は、①新規検査、②継続検査、③その他の検査に分類され、国土交通大臣が行う検査を受けなければなりません。**

- ▶ **国土交通大臣の行う検査の項目その他の検査の実施方法は、新規検査その他の検査の種別ごとに国土交通省令で定められています。**

〈新規検査〉

有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車を運行の用に供しようとする自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う新規検査を受けなければなりません。

第59条（新規検査）

登録を受けていない第4条に規定する自動車又は次条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う新規検査を受けなければならない。

2、3 略

〈継続検査〉

有効な自動車検査証の交付を受けている自動車の使用者が、「自動車検査証の有効期間満了後」も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければなりません。

第62条（継続検査）

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2～5 略

〈その他の検査〉

必要に応じ、**臨時検査（道路運送車両法第63条）、構造等変更検査（道路運送車両法第67条）**を受けなければなりません。

自動車検査証の有効期間

- ▶ **自動車検査証の有効期間は、検査の種類及び自動車の用途・車種により定められています。**

〈参考〉

自家用乗用車：初回（新規検査）の場合3年、2回目以降2年

レンタカーとして使用する乗用車：初回（新規検査）の場合2年、2回目以降1年

タクシーとして使用する乗用車：初回（新規検査）の場合1年、2回目以降1年

貨物自動車（事業用、自家用）：車両総重量8t以上：初回（新規検査）1年、2回目以降1年
車両総重量8t未満：初回（新規検査）2年、2回目以降1年

第61条（自動車検査証の有効期間）

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては2年とする。

2 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第一項又は第71条第4項の規定により自動車検査証を交付する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を1年とされる自動車のうち車両総重量8トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であるもの 2年

(2) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を2年とされる自動車のうち自家用乗用自動車（人の運送の用に供する自家用自動車であつて、国土交通省令で定めるものを除く。）及び二輪の小型自動車であるもの 3年

3、4 略

★自動車の使用者が、**有効期間満了後も引き続き当該自動車を使用する場合**には、国土交通大臣が行う**継続検査を受け、新たに有効期間を更新しなければならない。**

また、車検証の記載事項に変更がある場合には、あらかじめ、その変更手続きを行わなければならない。

まとめ

- ▶ **自動車の構造及び装置等が保安基準に適合していない自動車は、運行に使用してはなりません。**

※ **自動車の安全性の確保及び公害の防止を図り、適正な使用を期するため、自動車の使用者に対して、自動車の点検・整備、検査が義務づけられています。**

点検・整備

★自動車の使用者は、点検・整備を行うことにより、自動車を保安基準に適合しなければならない。

維持のためには、① 日常点検整備、② 定期点検整備、その他使用状況・車種に応じた点検整備の実施が必要。

- ▶ 日常点検整備は日常的に適切な時期に実施する点検です。
- ▶ 定期点検整備は車種ごとに定められた時期に定められた点検を実施するものです。
- ▶ 日常点検及び定期点検の結果、保安基準に適合しない・適合しなくなるおそれのある場合は、使用者の責任において、保安基準に適合するように必要な整備を実施しなければなりません。
- ▶ 継続検査は自動車検査証の有効期間が満了するときに実施する「検査」です。（初めて自動車を登録（運行の用に供）する場合は「新規検査」となります。）
- ▶ 継続検査においても、検査の結果、保安基準に適合しない。適合しなくなるおそれがある場合は、使用者の責任において、保安基準に適合するように必要な整備を実施しなければなりません。

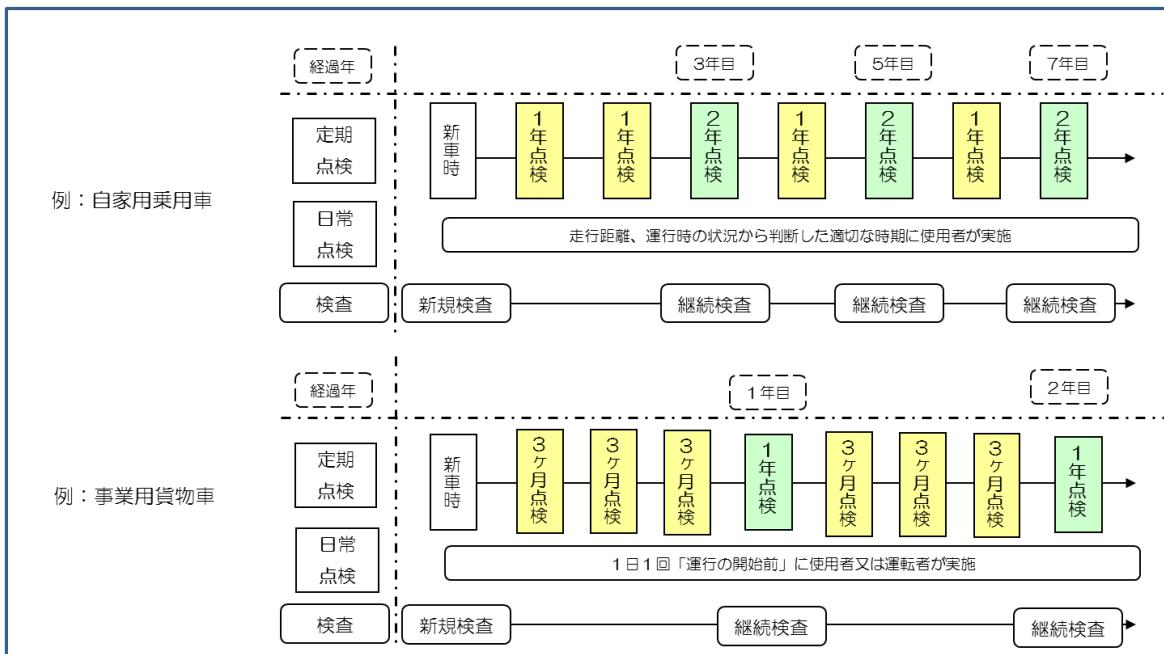
検査

★国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

運行の用に供するためには、① 新規検査、② 継続検査、③ その他の検査を受けなければならない。

〈参考〉 点検整備・検査の期間

★自動車の用途や種類に応じて、日常点検整備、定期点検整備、検査の時期について異なりますが、いずれも使用者の責任において実施し、自動車を保安基準に適合する状態を保持しなければなりません。



〈参考〉 点検整備と検査の違いの例

構造・装置	原動機	制動装置	動力伝達装置	有害なガス等の発散防止装置(排出ガス防止装置)
点検整備	エンジンオイルの汚れ及び液量、バッテリ液量等を点検 	ブレーキディスクの摩耗及び損傷等を点検 	ミッションオイルの汚れ及び液量を点検 	排ガス等に影響するエアクーラーを点検 
検査	エンジンのかかり具合、異音を確認 	ブレーキテスタによりブレーキ力を検査 	動力を伝達するプロペラシャフト連結部のがた等を検査 	排ガステスタにより、アイドリング時に排出されるガス濃度を検査 

(参考資料4) 特別教育を必要とする業務・就業制限に係る業務

(1) 特別教育を必要とする業務

①参照条文

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）

第59条（安全衛生教育）

第1項 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

第2項（略）

第3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第36条（特別教育を必要とする業務）

第1項 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

特別教育を必要とする業務についての詳細は、厚生労働省 職場のあんぜんサイトホームページより確認することができます。適宜、最新の情報を確認ください。

「特別教育を必要とする業務」

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo50_1.html

②労働安全衛生規則第36条に定める特別教育一覧表

号	必要な特別教育
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力により駆動されるプレス機械の金型、シヤーの刃部又はプレス機械若しくはシヤーの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧（直流にあっては750Vを、交流にあっては600Vを超える電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（7,000Vを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務 低圧（直流にあっては750V以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50V以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

号	必要な特別教育
5	最大荷重 1t 未満のフォークリフトの運転（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号の道路（以下「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務
5-2	最大荷重 1t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
5-3	最大積載量が 1t 未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
6	制限荷重 5t 未満の揚貨装置の運転の業務
6-2	伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
6-3	走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
7	機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材（以下「原木等」という。）を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転の業務
7-2	簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
8	胸高直径が 70cm 以上の立木の伐木、胸高直径が 20cm 以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20cm 以上であるものの処理の業務（6-2 に掲げる業務を除く。）
8-2	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（8 に掲げる業務を除く。）
9	機体重量が 3t 未満の労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。（以下、「令」という。）別表第 7 第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務 ○別表第 7 第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 6 号に掲げる機械 第 1 号 整地・運搬・積込み用機械 1 ブル・ドーザー 2 モーター・グレーダー 3 トラクター・ショベル 4 すり積機 5 スクレーパー ¹ 6 スクレープ・ドーザー

号	必要な特別教育
	<p>7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</p> <p>第2号 掘削用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パワー・ショベル 2 ドラグ・ショベル 3 ドラグライン 4 クラムシエル 5 バケツト掘削機 6 トレーナー <p>7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</p> <p>第3号 基礎工事用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機（チューイングマシンを有するものに限る。） 6 アース・オーガー 7 ペーパー・ドレーン・マシン <p>8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</p> <p>第6号 解体用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ブレーカ 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
9-2	<p>令別表第7第3号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務</p> <p>○別表第7第3号に掲げる機械</p> <p>第3号 基礎工事用機械</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機（チューイングマシンを有するものに限る。） 6 アース・オーガー 7 ペーパー・ドレーン・マシン <p>8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械</p>
9-3	<p>令別表第7第3号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）</p>

号	必要な特別教育
	<p>○別表第7第3号に掲げる機械</p> <p>第3号 基礎工事用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 くい打機 2 くい抜機 3 アース・ドリル 4 リバース・サーキュレーション・ドリル 5 せん孔機（チューービングマシンを有するものに限る。） 6 アース・オーガー 7 ペーパー・ドレーン・マシン 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
10	<p>令別表第7第4号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務</p> <p>○別表第7第4号に掲げる機械</p> <p>第4号 締固め用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ローラー 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
10-2	<p>令別表第7第5号に掲げる機械の作業装置の操作の業務</p> <p>○別表第7に掲げる機械</p> <p>第5号 コンクリート打設用機械</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 コンクリートポンプ車 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
10-3	ボーリングマシンの運転の業務
10-4	建設工事の作業を行う場合における、ジャッキ式つり上げ機械(複数の保持機構(ワイヤロープ等を締め付けること等によって保持する機構をいう。以下同じ。)を有し、当該保持機構を交互に開閉し、保持機構間を動力を用いて伸縮させることにより荷のつり上げ、つり下げ等の作業をワイヤロープ等を介して行う機械をいう。以下同じ。)の調整又は運転の業務
10-5	作業床の高さ((作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。)の作業床の高さをいう。)が10メートル未満の高所作業車(作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ)が2メートル以上の高所作業車)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
11	動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エヤー・ホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転の業務
12	削除

号	必要な特別教育
13	動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供される（鉄道営業法（明治33年法律第65号）、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受けるものを除く。）機械等（巻上げ装置を除く。）の運転の業務
14	<p>小型ボイラー（令第1条第4号の小型ボイラーをいう。以下同じ）の取扱いの業務</p> <p>○令第1条第4号に掲げる小型ボイラー</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が1m²以下のもの又は胴の内径が300mm以下で、かつ、その長さが300mm以下のもの ロ 伝熱面積が3.5m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25mm以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05MPa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの ハ ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が8m²以下のもの ニ ゲージ圧力0.2MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が2m²以下のもの ホ ゲージ圧力1MPa以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が10m²以下のもの（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が300mm以下で、かつ、その内容積が0.07m³以下のものに限る。）
15	<p>次に掲げるクレーン（移動式クレーン（移動式クレーン原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の運転の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> イ つり上げ荷重が5t未満のクレーン ロ つり上げ荷重が5t以上の跨（こ）線テルハ
16	つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務
17	つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転の業務
18	建設用リフトの運転の業務
19	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
20	ゴンドラの操作の業務
20-2	作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務
21	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコツクを操作する業務
22	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
23	潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコツクを操作する業務
24	再圧室を操作する業務
24-2	高圧室内作業に係る業務
25	令別表第5に掲げる四アルキル鉛等業務

号	必要な特別教育
	<p>○別表第5 四アルキル鉛等業務</p> <p>一 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノツク剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）</p> <p>二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）</p> <p>三 前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他 の設備の内部における業務</p> <p>五 四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務</p> <p>六 四アルキル鉛が入つているドラムかんその他の容器を取り扱う業務</p> <p>七 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務</p> <p>八 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p>
26	<p>令別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務</p> <p>○別表第六 酸素欠乏危険場所</p> <p>一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函（かん）、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）</p> <p>　イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧（ゆう）水がなく、又は少ない部分</p> <p>　ロ 第一鉄塩類又は第一マンガン塩類を含有している地層</p> <p>　ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層</p> <p>ニ 炭酸水を湧（ゆう）出しており、又は湧（ゆう）出するおそれのある地層</p> <p>ホ 腐泥層</p> <p>二 長期間使用されていない井戸等の内部</p> <p>三 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部</p> <p>三の二 雨水、河川の流水又は湧（ゆう）水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部</p>

号	必要な特別教育
	<p>三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部</p> <p>四 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部</p> <p>五 石炭、亜炭、硫化鉱、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホツパーその他の貯蔵施設の内部</p> <p>六 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部</p> <p>七 谷物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部</p> <p>八 しょうゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造槽の内部</p> <p>九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピットの内部</p> <p>十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷凍庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部</p> <p>十一 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラー、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部</p> <p>十二 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所</p>
27	<p>特殊化学設備の取扱い、整備及び修理の業務（第一種圧力容器の整備の業務を除く。）</p> <p>○第一種圧力容器○</p> <p>イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（口又はハに掲げる容器を除く。）で、内容積が 5 m³以下のもの</p> <p>ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧をこえるもので、内容積が 1 m³以下のもの</p>
28	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
28-2	加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 13 条第 2 項第 2 号に規定する加工施設をいう。）、再処理施設（同法第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。）又は使用施設等（同法第 53 条第 2 号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32

号	必要な特別教育
	年政令第 324 号) 第 41 条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。) をいう。) の管理区域(電離放 射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。) 第 3 条第 1 項に規定する管理区域をいう。次号において同じ。) 内において核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号) 第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号において同じ。) 若しくは使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。次号において同じ。) 又はこれらによって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。) を取り扱う業務
28-3	原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条第 2 項第 5 号に規定する試験研究用等原子炉施設及び同法第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。) の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務
28-4	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。) 第 2 条第 7 項第 2 号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。) により汚染された物であつて、電離則第 2 条第 2 項に規定するものの処分の業務 28 の 5 電離則第 7 条の 2 第 3 項の特例緊急作業に係る業務
28-5	特例緊急被ばく限度に係る緊急作業の業務
29	粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。) 第二条第一項第三号の特定粉じん作業(設備による注水又は注油をしながら行う粉じん則第三条各号に掲げる作業に該当するものを除く。) に係る業務
30	ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業(当該ずい道等の内部において行われるものに限る。) に係る業務
31	マニプレータ及び記憶装置(可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。以下同じ。) を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械(研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除く。以下「産業用ロボット」という。) の可動範囲(記憶装置の情報に基づきマニプレータその他の産業用ロボットの各部の動くことができる最大の範囲をいう。以下同じ。) 内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認(以下「教示等」という。)(産業用ロボットの駆動源を遮断して行うものを除く。以下この号において同じ。) 又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務

号	必要な特別教育
32	産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整（教示等に該当するものを除く。）若しくはこれらの結果の確認（以下この号において「検査等」という。）（産業用ロボットの運転中に行うものに限る。以下この号において同じ。）又は産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務
33	自動車（二輪自動車を除く。）用タイヤの組立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務
34	ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第90条第5号の3を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第36号に掲げる業務を除く。)
35	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
26	廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
37	石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）第4条第1項各号に掲げる作業に係る業務
38	除染則第2条第7項の除染等業務及び同条第8項の特定線量下業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）
40	高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第539条の2及び第539条の3において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）に係る業務

(出典：「労働安全衛生規則 第36条 特別教育を必要とする業務」より作成)

(2) 就業制限に係る業務

① 参照条文

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）

第61条（就業制限）

第1項 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

第2項 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

第3項 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない

第4項 (略)

○労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号） 第20条（就業制限に係る業務）

第1項 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

○労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号） 第41条（就業制限についての資格）

第1項 法第61条第1項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

就業制限に係る業務についての詳細は、厚生労働省 職場のあんぜんサイトホームページより確認することができます。適宜、最新の情報を確認ください。

「就業制限に係る業務」

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo46_1.html

② 労働安全衛生法施行令第20条並びに労働安全衛生規則第41条及び別表3に定める就業制限業務一覧表

就業制限業務	必要な資格
発破作業	発破技師の免許等
制限荷重が1t以上の揚貨装置の運転	揚貨装置運転士の免許
ボイラー（小型ボイラーレを除く）の取扱い	特級ボイラーテクニクス、一級ボイラーテクニクス又は二級ボイラーテクニクスの免許若しくはボイラーレ取扱技能講習の修了（一定の業務に限る）
ボイラー（小型ボイラーレを除く）又は第	特別ボイラーレ溶接士又は普通ボイラーレ溶接士の免許（資格により溶接できるものが異なる）

就業制限業務	必要な資格
1種圧力容器の溶接	
ボイラー又は第1種圧力容器の整備	ボイラー整備士の免許
つり上げ荷重が5t以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転	クレーン・デリック運転士の免許又は床上操作式クレーン運転技能講習の修了（床上操作式クレーンに限る）
つり上げ荷重が1t以上の移動式クレーンの運転	移動式クレーン運転士の免許又は小型移動式クレーン運転技能講習の修了（つり上げ荷重が5t未満のものに限る） ※道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（以下「道路」という。）上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条（運転免許）第1項による免許の取得が必要
つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転	クレーン・デリック運転士の免許
潜水器を用いる潜水	潜水士の免許
ガス溶接等の作業	ガス溶接作業主任者の免許又はガス溶接技能講習の修了等
最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転	フォークリフト運転技能講習の修了等 ※道路上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条（運転免許）第1項による免許の取得が必要
機体重量が3t以上の整地・運搬・積み込み用又は掘削用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能教習の修了等 ※道路上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条（運転免許）第1項による免許の取得が必要
機体重量が3t以上の基礎工事用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能教習の修了等 ※道路上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条（運転免許）第1項による免許の取得が必要
機体重量が3t以上の解体用の車両系建設機械の運転	車両系建設機械（解体用）運転技能教習の修了等 ※道路上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条（運転免許）第1項による免許の取得が必要
最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転	ショベルローダー等運転技能講習の修了等 ※道路上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条（運転免許）第1項による免許の取得が必要
最大積載荷重が1t以上の不整地運搬車	不整地運搬車運転技能講習の修了等 ※道路上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条（運転免

就業制限業務	必要な資格
の運転	許) 第1項による免許の取得が必要
作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転	高所作業車運転技能講習の修了等 ※道路上を走行させる運転を除く。道路上の走行は、同法第84条(運転免許)第1項による免許の取得が必要
つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛け作業	玉掛け作業技能講習の修了等

(出典: 厚生労働省 「職場のあんぜんサイト」)